

平成26年3月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

仙台高等裁判所判事 槙松晴子

平成26年2月9日から同月16日まで、櫻井龍子最高裁判所判事の随行員として、インドに出張しましたので、その結果について、以下のとおりご報告致します。

第1 はじめに

第2 出張結果の概要

- 1 インドにおける司法積極主義（特に公益訴訟を中心として）
- 2 地域密着型司法（特に家庭裁判所の調停を中心として）
- 3 インド司法の課題

第3 デリー（2月9日から同月11日まで）

- 1 インド最高裁判所訪問
- 2 インド最高裁法廷弁護士協会における講演
- 3 インド最高裁法廷弁護士協会主催の夕食会
- 4 デリー高等裁判所訪問
- 5 在インド日本大使公邸における夕食会

第4 ムンバイ（2月12日から同月15日まで）

- 1 在ムンバイ日本国総領事館におけるブリーフィング・夕食会
- 2 ムンバイ県裁判所訪問
- 3 ボンベイ高等裁判所訪問
- 4 ムンバイ・ローカレッジにおける講演
- 5 バンドラ家庭裁判所訪問

第5 結びに代えて

(別紙1) インドの概要について

(別紙2) 出張日程

(別紙3) 訪問先における写真・新聞記事

第1 はじめに

- 1 平成26年2月9日から同月16日まで、櫻井龍子最高裁判所判事の随行員として、インド（デリー及びムンバイ）に出張し、その間、最高裁判所、デリー及びボンベイ高等裁判所、ムンバイ県裁判所、バンドラ家庭裁判所、ムンバイ・ローカレッジ等を訪問することができた。短期間の訪問であったものの、日本の最高裁判事が現地を訪れ、現地の裁判官、弁護士、大学教員等との懇談等を通して、これらの方々と親交を結ぶとともに、インドの司法事情について理解を深め、併せて日本の司法制度についても紹介し、相互理解を促進することができたことは、大きな収穫であったと思われる。また、今回の出張は、邦語文献の少ないインドの司法事情について、各裁判所の訪問や法廷傍聴等を通じて、その姿の一端を把握することができた点でも有意義であったと思われる。出張に当たり、インドの司法事情について事前事後に調査をしたが、邦語文献は非常に少ない印象であり、特に現地の裁判所の訪問等を通じた研究はほとんど見られなかった。
- 2 そこで、以下の報告では、まず、「第2 出張結果の概要」において、今回の訪問を通して特に印象に残った点（インドにおける司法積極主義、地域密着型司法、インド司法の抱える最近の課題）について簡潔にまとめた上、第3以下において、各訪問先で聴取した内容を、帰国後に補充調査をして確認した点も併せて比較的詳細に記録することとしたい。

第2 出張結果の概要

1 インドにおける司法積極主義（特に公益訴訟を中心として）

(1) インド司法の特徴は司法積極主義にあるとされる。これは、インドの最高裁判所及び高等裁判所が、政府の無関心や不作為のために違法な状態に置かれている社会的弱者の保護等の問題を、裁判所の管轄事件として積極的に取り上げ、法的救済を与えてきたことに由来する。これらの訴訟は、憲法32条、226条所定の令状管轄権に基づき審理されており、公益訴訟（Public Interest Litigation・PIL）と呼ばれている。その主要な特徴は、①最高裁又は高裁が一審として審理すること、②訴訟手続が職権主義的かつインフォーマルであること（例えば、裁判所は、訴状によらずに、報道に基づいて事件を職権で立件することができる。また、自ら調査委員会を設置したり、アミカスキュリエを任命して調査させ、その報告書を証拠として採用する等の柔軟な手続が採られる。）、③問題解決型の手続であること（過去の行為に対する賠償命令等の判決により事件を解決するのではなく、将来にわたり具体的措置を命ずる中間的な命令・決定を出し、一定期間後にその施行状況を報告させることを繰り返す等して、手続全体を通じた問題解決を目指す。）等である。

(2) デリー高裁を訪問した2月11日、ラマナ長官（当時。その6日後、最高裁判事に任命された。）の合議体が公益訴訟を審理する様子を傍聴した。事案は、■年■月■日、デリー南部において、インド北東部（■地方）出身の■事件に関するものである。同事件を契機に、同地方出身者に対する差別・暴行事件が相次いで発覚し、デモが広がる等の緊迫した状況が生じていた。デリー高裁は、事件のわずか6日後の■月■日、同地方出身者に対する差別の撤廃及び安全確保の必要があるとして事件を職権で立件し、直ちにデリー政府や警察を呼んで審問を行った。同月11日はその続行期日であった。審理は、■や警察の対応について問い合わせる裁判所と、警察の代理人との白熱したやり取りを中心

に進行し、法廷にはその様子を固唾を飲んで見守る多数の傍聴人の姿があつた。裁判所は、デリー政府に対し、速やかに安全確保の具体的対策をまとめよう指示し、審理は翌週に続行されることになった。

(3) 最高裁のササシバム長官は、インドの裁判所の司法積極主義について、時に裁判所と立法府及び行政府との間に緊張関係をもたらすことがあり得ると指摘していた。デリー高裁の裁判官も、公益訴訟の審理に対しては、裁判所が立法府や行政府の判断領域に立ち入っているという根強い批判があると述べていた。しかし、身分制度の歴史等によって格差が残存するインドにおいて、不公正を正そうとする裁判所の積極的姿勢が社会問題の解決の重要な牽引力になってきたことは否定し難いようである。法廷傍聴及び懇談を通じて、社会的弱者・少数者に対する人権侵害を見逃してはならないという裁判官の熱意と職責に対する自負、そのような裁判所に向けられた社会の強い期待と信頼を感じることができた。

2 地域密着型司法（特に家庭裁判所の調停を中心として）

(1) 家庭裁判所においては、地城市民に身近な裁判所として、裁判官及び職員が協働して親族間紛争の納得的解決のために尽力する姿が見られた。インドの家庭裁判所は、婚姻関係を巡る紛争（離婚、円満調停、離婚給付等）の他、子の監護を巡る紛争（親権者の指定・変更、面会交流等）及び相続紛争等を管轄する（少年事件は家庭裁判所とは別の少年裁判所の管轄である。）。訪問したバンドラ家裁においては、英語のほか、地域言語であるマラティー語によって手続を進めたり、法廷の法壇の高さを、通常より低い6インチ（約15センチメートル）として親しみやすい雰囲気を作る等、地域住民の司法アクセスの観点から様々な配慮がなされていた。

一方、他の裁判所と同様に、バンドラ家裁においても、人的物的資源が不足し、各裁判官は多数の未済事件を抱えているため、事件の迅速処理は大きな課題となっているようである。同裁判所の裁判官は、所長（女性）及び判

事6名（いずれも男性）の合計7名であり、過去3年間には合計2万400件もの事件を処理したようであるが、それでも審理期間を見ると、離婚訴訟の提起から判決までに5年から10年を要することも珍しくないということであった。また、ヒンドゥー教社会においては、判決による離婚よりも合意による復縁の解決が好まれている。これらの事情から、家庭裁判所においては、審理の様々な段階で事件を調停に付し、復縁に向けた熱心な働きかけを行っているようである。調停手続は、裁判官や弁護士を給源とする調停官が主宰するが、必要に応じてマリッジ・カウンセラーと呼ばれる専門職の職員が援助する。マリッジ・カウンセラーは、心理学等の専門的知見を有し、通常は男女一組で当事者の話を聞いて調整に当たっており、ちょうど日本の調停委員と家裁調査官を兼ねたような役割を果たしている。最終的に、同家裁に提起された全事件の約4割は調停により終了していることであり、インドでも調停が迅速かつ満足度の高い解決に貢献していると感じられた。

(2) バンドラ家裁を訪問した2月14日は折しもバレンタインデーであったため、調停手続を通して復縁に至った12組のカップルを祝って、家裁の庁舎内で復縁式と称される珍しいイベントが執り行われた。復縁式では、復縁したカップルが、名前を呼ばれて1組ずつマイクの前へ出て、祝福に集まつた数十名の観客に対し、不和から復縁に至った経緯や今後の誓いを述べた。復縁カップルの発言には、調停官やマリッジ・カウンセラーからのアドバイスによって夫婦関係を見直すことができたといったものが多かった。訪問した私たちは、復縁式の特別ゲストに任命され、所長とともに復縁カップルにバラの花を贈り祝福するという大役を授けられた。復縁式の間は、終始写真撮影が行われており、一般の観客も多かったため、当事者が恥ずかしい思いをしないかやや心配であったが、彼らは堂々としており、むしろ誇らしげであった。後に説明されたところによると、家裁の当事者には経済的に恵まれない人々も多いため、裁判所の式典で主役として扱われ、皆から祝福を受け

たという記憶は、彼らの今後の婚姻生活において大切な支えとなるという。復縁式は、当事者の家庭の幸福を祈る家裁の職員の思いが込められたイベントであった。家庭の平和は国家の平和の源であると語り、カップルを祝福する所長の笑顔を見て、胸が熱くなった。この日の復縁式の様子は、翌日の新聞に写真入りで取り上げられていた。

3 インド司法の課題

(1) 裁判官の任命手続を巡る最近の議論

インドの最高裁判所は、長官及び30名の判事から構成されている。現在、女性判事は内2名である。憲法上、最高裁判事の任命権は大統領にあり、大統領は、要件を満たす者（インド公民であり、かつ、5年以上高裁判事を務めたか、10年以上高裁の法廷弁護士を務めたか、大統領が優れた法律学者と認める者）について、最高裁長官及び（必要に応じて）長官以外の最高裁判事又は高裁判事と協議の上で任命するものとされる。しかし、司法の独立に関する判例の集積等により、実際には、最高裁長官及び4人の最高裁判事（先任順）が協議して判事候補者を推薦し、大統領がその候補者を任命するという制度（コレギウム制度）が確立しているため、最高裁判事の実質的な任命権限は最高裁長官にあると考えられている。

このコレギウム制度については、従来から、候補者の推薦過程が不透明であるという批判があったことに加え、特に最近、最高裁が公益訴訟の審理を通じて、政策面で議論となっている問題を取り上げ、政策形成に一定の方向性を与えるべきであるとする主張がある。当時開会中の国会では、憲法を改正して新たな任命制度（裁判官任命委員会制度）を導入すべきであるとして、憲法改正案が提出されるに至った。新たな制度は、最高裁及び高裁判事の任命に際し、最高裁長官（委員長）、最高裁判事2名に加え、法務大臣及び2名の有識者を含む委員会が候補者を推薦するというものである。帰国後の報道

によると、今期の国会においては、上記の改正案は成立に至らず、次期以降に持ち越しになったようであるが、司法の独立にも関わる重大な改正提案であり、今後の動きが注目されている。

(2) 裁判の迅速化について

インドにおいては、従来から裁判の迅速化が課題となっている。政府は、国家訴訟政策を掲げて対策に乗り出し、手続法の改正（例えば、裁判所は、提訴時に提出されず、提出予定書類と明記されなかった証拠の提出を却下することができるとする規定や、結審後、判決言渡しまでの期間を原則30日とする規定の導入）等が行われてきたが、裁判官の数の不足は否めず、抜本的な改革には至っていない。例えば、現在、デリー高裁には長官を含めて41名の判事がいるが、未済事件は基本事件だけで6万件を超えており、しかもこれらの約3割は、審理期間が5年を超える事件であるという。

このような背景もあって、インドにおいては、調停やADRの活用に期待するところが大きい。デリー高裁では2006年に裁判所付属の調停仲裁センターが開設され、高裁からも係属事件を調停に付する等して、迅速審理の実現に努めている。調停が成立した場合には、既に支払われた訴訟費用を全額返還するものとされる等、調停成立を後押しする制度設計がされており興味深い。ムンバイ県裁判所では、各裁判官が毎月最低2件は事件を調停に付さなければならないものと定め、裁判所が当事者に対し、積極的に調停による解決を提案するよう図っている。また、現在では、ロク・アダラト（民衆法廷）と呼ばれる民間機関を利用した調停に法的根拠が与えられ、退官した裁判官等が調停官の役割を果たして紛争解決に当たっている。

今回の訪問において、櫻井最高裁判事は、最高裁法廷弁護士協会及びムンバイ・ローカレッジの2か所で、「日本の民事司法における調停・和解について」という題で講演を行い、調停・和解等によって紛争の迅速かつ実効的解決が図られていることを説明された。また、懇談の際、日本の裁判迅速化の

取組み及び成果について説明する機会もあったが、いずれについても先方の関心は非常に高いものであった。人口増加や経済発展により、さらなる新受事件の増加が見込まれるインド司法にとって、我が国における取組み等については、参考になる点が少なからずあったのではないかと思われる。

日印両国間の経済関係の緊密化に伴い、司法分野における相互理解を促進することは、今後一層の重要性を持つものと考えられる。今後も、両国司法の間で交流が維持増進されるよう期待される。

第3 テリー

1 インド最高裁判所訪問（2月10日午後2時40分～午後4時40分）

(1) 最高裁図書館・博物館

先方 シュリバスタバ図書館長 (Dr. R. K. Srivastava)

当方 櫻井最高裁判事、柄松、[REDACTED] 氏（通訳）。森国浩輔一等書記官、シッダールト館員が同行。

【概要】

シュリバスタバ図書館長から、インドの最高裁図書館の役割・機能について説明を受けた。インドの最高裁図書館は、蔵書の保管にとどまらず、裁判官の法的調査を支援するための人的物的設備を完備し、最高裁判所及び下級裁判所間の情報ネットワークセンターとしての役割も果たしていることがうかがわれた。また、最高裁博物館においては、インド司法の歴史的資料を見聞した。

【最高裁図書館長との面談等の結果】

ア インド最高裁図書館は、1937年に連邦裁判所図書館として設立され、1947年のインド独立の際、現在の名称（インド最高裁図書館）に変更された。1958年に現在の建物に移設されている。

イ 最高裁図書館は、最高裁の裁判官のみが利用することのできる施設であり、現在、本館と別に、15の裁判官室及び31の裁判官の居宅（現在の最高裁の裁判官全員の居宅に相当する。）に支所が設けられている。支所といっても、実際は無期限の貸与と同様であり、例えば、ある裁判官の居宅（支所）には、約4000冊の蔵書が保管されている。支所はもちろん、本館は年間を通して360日間開いており、利便性が高い。最高裁図書館では、インド高裁ともネットワークを結んでおり、互いに必要な文献を貸し借りできるようにしている。

また、各裁判官に対し、図書館員が2名ずつ配置されており、これらの

職員は法廷の審理にも立ち会って、裁判官が必要な資料を即時に見られるよう備えている。例えば、代理人から引用文献リストが提出されると、図書館員が引用文献のコピーを作成し、速やかに裁判官に交付しているそうである。

ウ 最高裁図書館では、個々の裁判官に対する積極的な情報発信も行っている。新着文献のリスト、新着雑誌目次のコピー、改正法に関する資料、係属事件に関する新聞記事、最高裁判決の要旨（これも図書館員が作成する。）等は、隨時整理して裁判官に配布している。また、最高裁判決の全件をウェブサイトに掲載するのも、最高裁図書館の仕事である。

その他、最高裁判事は様々な行事に招待され、スピーチをするよう依頼されることがあるが、スピーチを起案する際の資料も図書館員が適宜揃えて提供している。図書館では、日頃からスピーチのテーマ別に新聞記事等を分類集積したデータベースを作成しており、依頼があれば即時に資料を提供することができ、裁判官から大変感謝されるとのことであった。

エ 上記のとおり、最高裁図書館の業務は多岐にわたるため、図書館員は多忙のようである。特に、各裁判官に新件が配てんされる月曜日は、図書館員が裁判官の執務室と図書館内を駆け回ることになり、その様子から「ダンシング・ライブラリアン（踊る図書館員）」と呼ばれているとのことであった。

インドにおいては、1960年代、70年代は、判決理由中に外国文献が引用される例が多かったようであるが、現在では国内文献の引用が増え、外国文献が引用されるのは、全体の2パーセントにまで減少しているという。図書館長は、このように判決理由中に外国文献の引用が減少し、国内文献が多く引用されるようになったことについて、インドの実質的な独立の象徴であり、誇らしいことであると述べていた。

【最高裁博物館について】

最高裁博物館は、2004年に開館され、一般公開されている博物館であり、最高裁の敷地内に置かれている。館内には、インダス文明以来のインド地方における司法制度の歴史から、インディラ・ガンジー首相の暗殺犯に対して下された死刑判決の原本に至るまで、インドの司法の歴史に関する重要な資料が展示されており、興味深かった。

(2) ササシバム長官の表敬訪問

先方 ササシバム最高裁判所長官 (Chief Justice P. Sathasivam)

当方 櫻井最高裁判事、楠松、[REDACTED] 氏（通訳）

【概要】

ササシバム長官を表敬訪問した。ササシバム長官から、インドの最高裁判所における審理の状況（特に公益訴訟を中心に）や、インド司法の課題等について説明を受けた。当方からは、日本における裁判迅速化の取組み及び成果等について説明した。

【表敬訪問の結果】

ア インドの最高裁判事の任命方法について

インドの最高裁判所には、現在長官1名、判事30名の合計31名の裁判官が所属している（そのうち、2名は女性である）。インドの裁判官の登用制度は、イギリス型である。すなわち、法曹資格取得後、弁護士として経験を積み、その中から下級裁判所の裁判官に任命され、さらに経験を経て、高等裁判所の裁判官に、その後に最高裁判所の裁判官に任命されるというものである。最高裁の裁判官の定年は65歳であり、高裁の裁判官の定年は62歳である。

憲法上、最高裁の裁判官の任命権は大統領にあり、大統領は、要件を満たす者（インド公民であり、かつ、5年以上高裁判事を務めたか、10年以上高裁の法廷弁護士を務めたか、大統領が優れた法律学者と認める者）について、最高裁長官及び（必要に応じて）長官以外の最高裁の裁判官又

は高裁の裁判官と協議の上で任命するものとされる。しかし、判例の集積等により、実際には、最高裁長官及び4人の最高裁の裁判官（先任順）が協議して候補者を推薦し、大統領がその候補者を任命するという制度（コレギウム制度）が確立しているため、これまで、最高裁の裁判官の任命権は、実質的には最高裁長官にあると受け止められてきたようである。

しかし、特に最近、最高裁が公益訴訟の審理を通じて、政策面で議論となっている問題を取り上げ、政策形成に一定の方向性を与えていていること等から、最高裁の裁判官の任命に立法府や行政府の意見を実質的に反映させるべきであるとする議論がある。訪問当時に開かれていた国会では、憲法を改正して新たな任命制度（裁判官任命委員会制度）を導入すべきであるとして、憲法改正案が提出されていた。新たな制度は、最高裁及び高裁の裁判官の任命に際し、最高裁長官（委員長）、長官以外の最高裁の裁判官2名に加え、法務大臣及び2名の有識者を委員とする委員会を設置し、この委員会において、候補者を推薦するというものである。今回の訪問中、訪れた全ての裁判所においてこの改正案について言及があったところであり、この点に照らしても、この改正案が司法の独立にも関わる重大なものと受け止められていることがうかがわれた。

イ 最高裁の合議制度、開廷時間について

インドの最高裁では、原則として3人の裁判官の合議体により審理判断が行われるが、憲法問題については、少なくとも5人で審理しなければならないものとされている（5人以上であれば何人でもよい）。判決は、多數決によるものとされ、判決理由中に反対意見及び少数意見が記載されることも禁止されていない（憲法145条）。法廷は、概ね毎日開廷されており、月曜日と金曜日は新件の配てんがあるため午後2時30分頃には開廷するが、それ以外の平日（火曜日から木曜日まで）は、午前10時から午後4時まで審理が行われているとのことであった。

ウ 公益訴訟の審理について

インドの裁判所の特徴は、最高裁と高裁において、憲法32条、226条所定の令状管轄権に基づき、公益訴訟の審理が行われていることである（憲法32条1項は、基本権の実現のため、国民は適正な手続により最高裁判所に提訴する権利が保障される旨を定め、同条2項は、基本権の実現のため、最高裁は、適正な指令、命令又は人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状もしくは移送命令書の性質を有する令状を含む令状を発する権限を有する旨を規定している。）。前記のとおり、裁判所は、公益訴訟の審理に当たり、政策面で議論となっている問題を取り上げ、政策形成に一定の方向性を与えることがあるため、裁判所と立法府及び行政府との間に緊張関係を生ずることがある。しかし、公益訴訟の審理は、憲法によって裁判所に与えられた重要な職責であると認識されているため、毅然とした判断が行われているとのことであった。従来から、インドでは訴訟遅延が問題となっているが、公益訴訟は、少数者の基本的人権の問題等、緊急性の高い事案が多く含まれるため、特に優先的かつ迅速に審理されており、通常は立件から半年ないし1年以内に終局しているようである。

エ インド司法の課題について

インドでは、従来から訴訟遅延が問題となっていたが、近年人口増加が続いている、それに伴って訴訟案件が一層増加しているため、裁判所は特に繁忙な状況にある。個々の裁判官の事件処理の負担は相当に増大しており、この事件増・負担増に対処し、訴訟を迅速適正に解決することが喫緊の課題になっているということであった。

また、司法の課題そのものではないが、最近、インドにおいては死刑制度の廃止を巡る議論が高まっているとのことである。詳細は説明されなかったが、帰国後に調査したところでは、インドでは死刑制度が保持されており、年間100件以上の死刑判決が確定している。しかし、インド憲法

は大統領に死刑の執行、執行延期や減刑の権限を与えていたため、大統領は死刑囚の親族や弁護士から嘆願書が提出されると、直ちに減刑しないまでも、その判断を留保することが多く、その結果、相当長期間、死刑の執行がされない状況にあるという。2001年から2011年までの10年間に死刑が執行されたのは2004年のわずか1件のみであり、大統領による嘆願書の却下も、この間に合計4件されたのみであった。他方、2012年7月に就任したムカルジー大統領は、8年ぶりに死刑を2件執行し、さらに、2013年2月に6件、4月に8件の嘆願書を却下したため、今後も死刑執行が相当増加するのではないかと報道されていた。こうした状況の中、インド最高裁は、2013年4月に嘆願書が却下された8件の死刑執行について、家族との最後の面会の機会を確保するため、4週間の猶予期間を設けるよう求める人権団体の訴えを認めたという。国際世論と共にこれらの一連の動きが背景となって、死刑制度の廃止を巡る議論が高まっているようであった。

オ その他

ササシバム長官からの質問を受けて、日本における裁判迅速化の取組み及び成果について紹介したところ、興味深いという応答があった。また、訪問を終えるに当たり、ササシバム長官から、今後も、インド・日本両国の裁判所間の交流が継続されることを希望する旨の発言があった。

2 インド最高裁法廷弁護士協会における櫻井最高裁判事の講演（2月10日午後5時00分～午後6時30分）

場所 インド法律学院

先方 パレクインド最高裁法廷弁護士協会会長 (Mr. Pravin H. Parekh(Sr.)), ローダ最高裁判所判事 (Justice R. M. Lodha), その他傍聴者約100名

当方 櫻井最高裁判事, 楠松, [REDACTED] 氏 (通訳), 森国浩輔一等書記官, シップダルト館員が同行。

【概要】

インド最高裁法廷弁護士協会の主催した会合において、櫻井最高裁判事から「日本の民事司法における調停・和解について」という題で英語による講演がされた。インドにおいても、調停や和解は、紛争の迅速解決を可能にする重要な手段であると捉えられており、傍聴者が上記テーマに高い関心を持っていることが感じられた。

(1) 講演の様子等

ア 講演の前に、主催者であるインド最高裁法廷弁護士協会のパレク会長、司会を務めるローダ最高裁判事（最先任の最高裁判事であり、ササシバム最高裁長官の退官後、長官に任命されると言われている。）、数名の同協会会員弁護士の方と、約15分間、懇談した。ローダ最高裁判事からは、インドにおける最高裁判事の任命手続の改正議論の紹介があった。

イ その後、インド最高裁法廷弁護士協会の主催した会合において、櫻井最高裁判事から「日本の民事司法における調停・和解について」という題で英語による講演がされた。会場には、傍聴者が約100名集まり、配布された図表等を見ながら関心をもって耳を傾けていた。特に、インドでは係属後10年を超えるような超長期未済事件が一定数ある等、裁判の遅延が深刻な問題となっている。そのため、調停や和解の制度は、紛争の迅速かつ適正処理を可能にする重要な手段であると捉えられており、高い関心が

向けられているのが感じられた。

ウ 講演後、ローダ判事からコメントがあった。ローダ判事は、講演を聞いて、日本においても、調停や和解によって紛争がより迅速に、かつ満足的に解決されていることが理解できたこと、日本の調停成立率の高さ、紛争解決の迅速性に大いに感銘を受けたこと、両国は異なる法制度を有しているものの、調停や和解、ADRの活用によって紛争の迅速かつ実効的解決を図ることは、両国に共通するテーマであると感じられたこと等を述べていた。ローダ判事は、インドにおける訴訟遅延について説明する際、特に超長期未済事件が一定数あるため、審理期間が人間の平均寿命より長いと言う人もいると冗談を言っていた（なお、インドの平均寿命は約65歳である。）。

また、ローダ判事からは、インドには判決による解決の他に、①仲裁、②調停、③訴訟上の和解、④ログ・アダラト（民衆法廷）の4つの紛争解決手段があること、このうち、特に④ログ・アダラトは、正式に法制化される前から、集落内の自律的紛争解決手段として、各地で伝統的に用いられてきたものであること等が説明された。櫻井最高裁判事は、講演の中で、日本の調停の文化的・歴史的背景を表すものとして落語の断を紹介されたところ、ローダ判事は、ロク・アダラトの素晴らしいを表すインドの郷土話を思い出したとして、以下の話をされた。

ある集落に、2人の親友（[REDACTED]と[REDACTED]）がいた。彼らは、毎日一緒にチェスをするような親しい関係であった。ある日、[REDACTED]が同じ集落の人との間に紛争が生じたため、ロク・アダラトに仲裁の申立てをすることにした。すると、親友の[REDACTED]がロク・アダラトの仲裁官に選ばれたため、[REDACTED]は、[REDACTED]が自分をひいきして有利な裁定をしてくれるだろうと確信し、喜んだ。ところが、[REDACTED]は、[REDACTED]に最も不利な裁定をしたため、[REDACTED]は[REDACTED]をとても

恨んだ。それからしばらくして、今度は [REDACTED] が紛争を抱え、ロク・アダラトに仲裁の申立てをすることになった。今度は [REDACTED] が仲裁官に選ばれた。[REDACTED] は、[REDACTED] に不利な裁定をして、前回の仕返しをしてやろうと考えていた。ところが、[REDACTED] は仲裁官の椅子に座った瞬間、中立・公平な仲裁官になり、結局、負かせてやろうと思っていた [REDACTED] に有利な裁定をしてしまったというのである。

ローダ判事は、この話をした上、ひとたび人が仲裁官に任じられると、公平・中立な立場で判断をするものであるとして、集落内の自律的な紛争解決手段として行われてきたログ・アダラトは、公平かつ中立に行われ、紛争の迅速かつ納得度の高い解決を可能にする重要な手段であって、ゼロの発見と同様にインドの誇る歴史的発見であるとして、演説を結んだ。

エ 最後に、パレク会長から、櫻井最高裁判事に感謝の意が伝えられ、講演会は終了した。なお、講演会の様子は、我々が建物に入る際から建物を出るまで、2台のカメラと1台のビデオカメラで終始撮影されていた。我々がエレベーターで移動する際には、階段を使って先回りしてエレベーター前で待ちかまえて撮影するという徹底ぶりであった。最高裁法廷弁護士協会のウェブサイトには、イベントに関する写真等を掲載するコーナーがあるため、同コーナーに掲載するための撮影ではないかと予想された。

3 インド最高裁法廷弁護士協会主催の夕食会（2月10日午後7時30分～午後9時00分）

場所 インド国際センター

先方 パレクインド最高裁法廷弁護士協会会長 (Mr. Pravin H. Parekh(Sr.)), その他20名程度の参加者

当方 櫻井最高裁判事, 桟松, [REDACTED] 氏 (通訳), 森国浩輔一等書記官, シッダールト館員

【概要】

最高裁法廷弁護士協会主催の夕食会に招待され、同協会所属の弁護士や、退官した裁判官等の参加者との間で、両国の司法事情について意見交換をしながら食事をした。

【夕食会の内容】

- (1) 最高裁法廷弁護士協会は、最高裁で弁論を行う資格のある弁護士による団体である。この夕食会には、同協会に属する弁護士や、退官した裁判官が合計20名程度参加していたため、参加者との間で、両国の司法事情について意見交換をしながら食事をした。
- (2) 話題事項は多岐にわたったが、特に先方からは、インド司法を巡る最近の議論として、最高裁判事の任命に政権の意向を反映させるべきであるという議論がされていること、死刑制度の廃止を巡る議論が活発に行われていること等が紹介された。インドにおける最高裁判事の任命手続の改正議論は、インドの最高裁及び高裁が行政府及び立法府の行為に対する司法審査を積極的に行っていることが背景にあると説明されていた。また、インドでは、しばらく死刑の執行が行われない期間が続いたが、最近になって死刑囚による減刑嘆願書を相次いで却下されていること等から、死刑制度の是非を巡る議論が本格化しているとのことであった。

その他、最近は、インドにおいて離婚訴訟が増加していることが紹介され

たほか、日本における裁判官の弾劾制度に関する質問等があった。

(3) 夕食会の最後に、招待に対する感謝の意を伝えたところ、参加者から、今後も両国の法律家の交流を維持していきたいという希望が日々に述べられた。特に、インドにおいては、退官した裁判官の団体（All India Retired Judges Association）があるところ、日本にも同様の団体があれば、是非関係を構築したいという申出があった。

4 デリー高等裁判所（平成26年2月11日 午後3時50分～午後5時30分）

先方 ラマナ・デリー高等裁判所長官（Chief Justice N V Ramana）、同高等裁判所判事40名、デリー高裁調停仲裁センター所長

当方 櫻井最高裁判事、横松、[REDACTED]氏（通訳）。森国浩輔一等書記官、シッダールト館員が同行。

【概要】

デリー高裁調停仲裁センター所長の案内により、同センターの見学をし、同センターの役割・機能について説明を受けた。その後、ラマナ長官を表敬訪問し、高裁裁判官全員との間で、デリー高裁における公益訴訟の審理の実情、インド司法の課題等について、意見交換を行った。また、ラマナ長官の合議体による公益訴訟の審理の様子を傍聴した。

【デリー高裁調停仲裁センターの見学】

(1) デリー高裁調停仲裁センターの設立経緯について

ア 同センターは、2006年5月に、デリー高裁付属の調停仲裁センターとして設立された（通称 Samadhan と呼ばれている。）。元々は、デリー高裁の裁判官及び弁護士協会の有志のイニシアチブにより設立されたものであったが、現在は、弁護士協会及び運営理事によって運営されている。設立当初は調停室一部屋でスタートしたが、すぐに調停室が不足するようになり、設立から2年で高裁建物の1階フロア全体を使用するようになったと

いう。その1年後には2階にも拡大し、現在では、別館まで使用するようになっている。

イ インドの民事訴訟法89条は、裁判所は、当事者に対し、判決をする前に、和解や調停により紛争を解決することのできる十分な機会を与えなければならない旨を規定している。また、1996年に成立した仲裁調停法や、ヒンドゥー結婚法、家庭裁判所法等にも、裁判所は、合意による紛争解決を促進するよう努めなければならない旨の規定が置かれており、インドの裁判所は、調停手続の利用に大変積極的である。

(2) 調停件数・成立率等について

ア 同センターでは、設立から8年間で、合計1万3000件の調停事件が処理された。1日に70から80件の調停が行われ、多いときでは100件の調停が行われることもある。調停の成立率は6割から7割と高い。調停官は全部で266名であり、そのほとんどは、調停官としての訓練を受けた弁護士である。調停で扱われる内容は、企業間の契約をめぐる紛争、建築紛争、消費者問題、労働問題、賃貸借をめぐる紛争、親族間紛争、離婚を巡る紛争、面会交流を巡る紛争等、多岐にわたる。訴訟になじまないような事柄であっても、申立てがあれば幅広く受け入れているとのことである。

イ 上記のとおり、同センターの調停官はほとんどが弁護士であるが、これは、調停においては、可能な限り法的観点に基づいて事案の問題点を分析した上で解決策を提案するのが望ましいという考え方に基づくものである。当事者に配布される調停制度に関するパンフレットにも、調停は法的観点に基づいて行われることが明記されており、実体法及び手続法の規定の趣旨が調停手続にも反映されること、これによって現実的かつ法的裏付けのある公平な内容の調停が可能となること等が記載されている。調停官のほか、精神科医、子供の心情に詳しい専門家や、ファミリーセラピスト等も、

必要に応じて手続に関与することがあり、同センターにはそれらの専門職のリストが備えられている。なお、離婚調停の場合には、調停官の性別が偏らないよう留意しており、男女1名ずつの調停官がチームで1つの事件を担当することが多いということであった。

(3) 調停手続の特徴について

ア 調停は、当事者が自ら申し立てができるが、裁判所から訴訟事件が調停に付されることもある。同センターはデリー高裁に設けられているため、高裁からも付調停がしばしば行われるようである。調停官は、事件の配てんを受けた後、早期に当該事案が調停により解決可能であるかの見通しを付けており、3期日から5期日程度で成立に至ることが多いという。また、デリー高裁の調停規則では、付調停にされた事件については、原則として、90日以内に調停を終えなければならないと定められており、付調停によって事件が滞留することのないよう配慮されている。しかし、例えば離婚調停の場合は、インドの文化的背景から、調停官は夫婦の話を聞くだけではなく、双方の親、双方の親の出身地の代表者の意見まで聞かなければならぬことがあるため、上記期間内に調停が成立に至らず、裁判官から期間の延長許可を得る必要があるとのことであった。それでも、長くとも1年以内には調停が成立しているとのことである。

イ 調停官は、調停で知った内容について守秘義務を負い、たとえ裁判官に対してであっても、それを漏らしてはならないとされている。そのため、付調停にされた事件が不成立となって訴訟手続に戻される場合にも、裁判官は、その間の経緯や不成立の具体的理由は一切知らされないそうである。また、裁判官は、自分が判決すべき事件について、自ら調停官を務めることは禁止されており、付調停にした事件については、他の裁判官や弁護士を調停官に任命している。これらは、当事者が自ら不利な事柄も含めて、調停手続で自由に発言することを可能にするための制度的担保とのことで

あり、当事者の納得度や調停成立率の高さにつながっているとの説明であった。

ウ 前記のとおり、調停は法的観点に基づいて行われるが、調停官が勝敗見通し等について自らの見解を伝えることは固く禁止されているそうである。したがって、調停官は、当事者に対し、婉曲的に法的主張の当否を伝える必要があるところ、専門的な訓練を受けているため、そのような技術に長けていたことであった。また、調停官と当事者とのコミュニケーションをさらに容易にするため、同センターでは、当事者に対し、調停手続のために代理人弁護士を委任するよう推奨していた。

(4) 若干の感想

前記のとおり、同センターにおける調停成立率は、事件全体の6割から7割と比較的高いものである。これが関係者の不断の努力の賜であることは疑いがないが、その他に、以下のような点も関係していると考えられる。第一は、日本の調停と異なり、調停の申立てをするためには両当事者の合意が必要であること（付調停の場合も同様である。）である。調停手続が利用される時点で、当事者間には合意の成立に向けた機運が一定程度高まっているということができるであろう。第二に、当事者は、合意すれば調停官を自ら選ぶことができるることである（ただし、付調停の場合は、裁判所が調停官を決定するか、同センターに選任を依頼することになる。）。第三に、付調停の場合には、調停期間を原則90日間と定めるなど、訴訟手続を中断して調停を試みることによって、紛争解決が不当に遅延することがないよう配慮されていることである。上記のとおり、付調停にする際には当事者双方の同意が必要となるが、このような配慮から、当事者は付調停により失う利益を想定し難いため、難色を示すことはまれであるという。第四に、付調停にされた場合、調停のための手続費用が不要であることはもちろん、調停が成立した場合には、それまでに当事者が支払った訴訟費用は全額返金されるものとしている

等、調停成立を後押しする制度設計がされていることである。

これらの点が、関係者の努力と相まって、調停を安価で迅速な紛争解決手段とすることに成功し、高い成立率につながっているものと考えられた。

【ラマナ長官表敬及び高裁裁判官との意見交換】

(1) 事前の予定では、ラマナ長官を表敬訪問した後、高裁判事5名と意見交換を行う予定であったが、先方の計らいにより、デリー高裁の裁判官全員（41名）が出席して意見交換を行うことになった。なお、ラマナ長官は、この訪問の6日後に最高裁判事に任命された。意見交換会は、デリー高裁の建物内にある高裁判事用の会議室で行われた。同会議室は、普段は、裁判官が昼食を取ったり、協議を行う場所として用いられているそうであり、木目調の広々とした温かい雰囲気の部屋であった。冒頭、ラマナ長官から歓迎の言葉があり、当方から簡単な自己紹介をした後、先方の陪席裁判官から、インドの高等裁判所の概況、執務の状況等について説明があった。また、意見交換の最後には、立食のお茶会が開かれ、高裁裁判官のお一人ずつと親しく懇談する時間も設けられた。以下の記載は、お茶会の際に聴取した内容も含むものである。

(2) 高裁裁判官の任命方法、高裁の管轄事件等について

ア インドには合計21の高裁があり、そのうち3高裁は、2つ以上の州にまたがり管轄権を有している。したがって、高裁の数は、州の数（28州）と一致しない。デリー連邦直轄領にはデリー高裁が置かれている。

各高裁には、長官とそれ以外の裁判官が置かれている。デリー高裁の裁判官の定員は48名であるが、現在は41名であり、7席が空席となっている。これは裁判官数が不足していることによるものであり、インド全国において同様の状況があるという。

イ 高裁長官及び高裁判事の任命権は、憲法上、大統領にあり、大統領は、任命要件を満たす者（インド公民であり、10年以上の裁判官経験を有す

るか、同程度の期間、高裁の法廷弁護士を務めた者）の中から、最高裁長官及び州知事と協議の上、任命される。長官以外の高裁判事の任命に当たっては、当該高裁の長官の意向も考慮される。高裁判事の定年は62歳である。

もっとも、高裁判事の任命に当たっては、各高裁が候補者を推薦し、最高裁のコレギウムにおいて当該人物が適切な候補者であるかが検討され、適切であればコレギウムが高裁判官候補者として大統領に推薦し、大統領がこれを任命するという手続が確立しているため、その実質的な任命権限は、最高裁判事の任命と同様に、最高裁長官にあると受け止められているという。しかし、訪問期間中に目にした新聞記事によると、以下のとおり、この高裁判事の任命手続を巡っても、手続の不透明さが指摘される等して改革論議が高まっているようであった。

最近、マドラス高裁において、同高裁判事候補者として、12名（弁護士10名、地裁裁判官2名）を推薦したところ、同裁判所に対し、この推薦手続が不透明であるとして任命手続の改革を求める公益訴訟の申立てがあり、同裁判所で審理が開かれることになったという。そして、本年1月にこの公益訴訟の弁論が開かれたのであるが、この弁論の際、同裁判所の現役判事（Justice C S Karnan）が法廷に現れ、自分も高裁判事の任命手続が公正でないと考えていると述べた上、その内容を具体的に記載した宣誓供述書を提出すると宣言したという出来事があったようである。この出来事は、現役の裁判官が任命手続に異を唱えたとあって大きく報道されたところ、最高裁は、今回の我々の訪問中に、①このような状況の下では、マドラス高裁の推薦した12名の適格性を審査するのは相当でないという理由と、②この推薦を行ったマドラス高裁長官が、デリー高裁のラマナ長官と同日付けで最高裁判事に任命されており、推薦時から長官が交代したという形式的な理由とをもって、上記の12名の推薦について、マドラ

ス高裁に再考すべく差し戻したという。今後の動きに注目が集まっているようであった。

ウ 高裁には、様々な事件の管轄があり、高裁が原審管轄権を持つ類型の事件も一定程度ある。例えば、所得税に関する不服を取り扱う所得税審判所（我が国の国税不服審判所に相当する機関と考えられる。）の審判に対する不服は、高裁が一審として審理する。また、会社法関係の事件にも、同様に高裁が一審として審理するものがある。しかし、これらの中で、高裁が有する最も重要な管轄権は、違憲立法審査権及び憲法226条を根拠とする令状管轄権であると考えられている。インドでは、違憲立法審査権を有するのは、最高裁と高裁のみである。

なお、デリー高裁においては、大半の事件は2名の合議体で審理判断されている。2名の裁判官の意見が一致しない場合はどうするのかと質問したところ、その場合には3人で審理することであった。後で見せてもらった法廷にも、いずれも椅子が2つずつしか置かれていなかった。なお、インドの高裁では、長官も公益訴訟を中心として、事件処理を担当している。

(3) 裁判の迅速化について

ア デリー高裁に現在係属中の未済事件は、基本事件だけで合計6万から6万5000件に上るそうである。交付された2010年4月から2011年3月の年間統計によると、その内訳は、憲法226条に基づく令状請求事件が約1万5000件、民事事件が約1万5000件、租税事件が約5000件、刑事事件が1万3000件、その他の事件が1万5000件、商事事件が約3000件である。高裁判事が41名のみであり、しかもこれらの事件中に高裁が原審管轄権を有する事件も相当数含まれていること等にかんがみると、この事件数は相当多いものであると感じられる。また、基本事件の他に、雑事件が5万件余り係属している。

審理期間については、2010年度の統計によると、未済事件のうち、審理期間が5年未満の事件は約70パーセントであり、5年以上10年未満のものが約25パーセント、10年以上15年未満のものが約6パーセント、それ以上のものが約3パーセントあった。結局、3割超の事件は、審理期間が5年以上ということになる。

イ デリー高裁においては、裁判の迅速化を図るため、様々な対策が講じられている。前記のとおり、デリー高裁調停仲裁センターの設置は、裁判外紛争処理機関を設けることにより、訴訟件数の減少を目指すと同時に、ひとたび訴訟提起された事件について調停に付することを容易にし、迅速処理を可能にする目的もあったようである。

また、最近の取組みとして、デリー高裁では、訴訟手続の全ペーパーレス化（e-file システム）が進められている。現時点では、税金訴訟についてのみであるが、デリー高裁は、2013年10月、インド全国に先駆けて、税金訴訟の開始から終局までの完全ペーパーレス化を導入した。申立ては、PDFファイルの送信によって行われ、訴訟費用はオンライン上で支払われ、決定や判決もオンラインで交付されるというものである。帰国後に調査したところでは、デリー高裁内には、アーマド判事（今回の訪問後、ラマナ長官の後任としてデリー高裁長官に任命された。）が率いるコンピューター委員会が設置され、確実かつ効率的で、環境に優しい司法を目的として、訴訟手続の電子化が段階的に進められてきたようである。2009年12月には、紙の消費量を減らして環境に配慮するという見地から、インド全国で初めてイーコートを導入したことである。これにより、法廷の壁に大きなLCDのスクリーンが整備され、弁護士は大量の書類を法廷に持ち込むことなく弁論を展開することができ、裁判官は、特別に設けられたタッチスクリーン型LCDを使い、法廷内で直ちに電子署名による決定を行うことができることであった。

ウ また、デリー高裁では、高裁で出された判決を全て、事案の慇意を問わず、当日中にウェブサイトに掲載しているそうである。当事者等に便宜であることはもちろんあるが、これによって紙媒体を回覧するよりも迅速に他の裁判体の判決内容を確認することができ、事務の迅速化に資するものと説明されていた。

(4) 公益訴訟の審理について

ア デリー高裁では、社会的経済的弱者やマイノリティーの人権が不法に侵害されている場合等に、令状管轄権に基づいて、積極的に司法的救済を付与しているという。かつては、令状管轄権に基づく訴訟は、法令の違憲審査の際に用いられることが多かったが、現在では、政府の不作為、無関心のために、違法な状態にさらされている社会的弱者の保護や、深刻な環境問題について用いられることが多いため、前記のとおり、これらの事件は公益訴訟と呼ばれている。裁判所が政策形成に一定の方向性を与えることがあるため、裁判所と立法府及び行政府は、緊張関係にさらされることがあるという。

イ 公益訴訟のカバーする領域は、女性の人権、子供の事件を巡る問題、犯罪被害者の保護の問題、人種・民族・宗教差別の問題、環境問題（例えば、最近はデリーにおいて、有害物質であるPM2.5の数値が高く、大気汚染が大変な問題となっており、この問題についても公益訴訟が立てられた。）等がある。

運用面からみた公益訴訟の特徴は、①最高裁又は高裁が一審として審理すること、②訴訟手続が職権主義的かつインフォーマルであること（例えば、裁判所は、訴状によらずに、報道に基づいて事件を職権で立件することができる。ただし、個々の裁判官が自らの判断で公益訴訟を立件すると混乱を招くため、立件の判断については、まず高裁裁判官数名により構成される委員会で事件を選別した上、長官が決定するという手続が取られて

いる。また、公益訴訟の審理においては、裁判所が自ら調査委員会を設置したり、アミカスキュリエを任命して調査させ、その報告書を証拠として採用する等の柔軟な手続が採られる。), ③問題解決型の手続であること(過去の行為に対する賠償命令等の判決により事件を解決するのではなく、将来にわたり具体的措置を命ずる中間的な命令・決定を出し、一定期間後にはその施行状況を報告させることを繰り返す等して、手続全体を通じた問題解決を目指すこと(例えば、デリー高裁では、4年前にリキシャー(市民の足である簡易タクシーのようなもの)の運転手の労働環境を巡る公益訴訟を審理したが、現在でも、裁判所の決定した基準が遵守されているかについて、一定期間ごとにモニタリングを行っているという。)等である。

ウ 公益訴訟に対する批判として紹介されたのは、①本来裁判所は法的問題について審理判断すべきであるのに、当該事案のどの点に法的問題があるかを正しく分析しないまま、政策判断に踏み込んだ判断を行うことがあるというものや、②多方面に影響を及ぼす重大な判断がされることがあるが、審理において、関係者に対するヒアリングが十分に行われていないことがあるというものであった。これらの批判に応えるため、デリー高裁では、①法的問題の分析・発見に当たり、弁護士や立法部の協力も得ながら手続を進めるようにするほか、②利害関係人に幅広くノーティスを送るように留意しているとのことであった。

(5) その他

上記の他、デリー高裁の最近の取組みとして、犯罪被害者の保護の対策について説明があった。インドでは、従前、性的暴行事件について、公開法廷による審理・被害者尋問等も行うことにより、被害者に再被害を与えてしまうことが指摘されていた。そこで、デリー高裁では、このような性的暴行の被害者の尋問を行う際、被害者の人権への配慮から、法廷への入口を別に設け、被害者が人目にさらされることなく入廷できるようにする、特別の待合

室を設置する、被害者に手続の説明を懇切に行う等の配慮を行っている。また、事案によっては、オーディオリンク、ビデオリンク方式により尋問を行い、発問は、代理人弁護士からではなく、必ず裁判官から行う等の運用を開始したそうである。この方式により、最年少の証人として3歳の子供の証人尋問が行われたこともあるとのことであった。

また、意見交換の話題事項は、日本の司法事情にも及んだ。当方から、日本における裁判迅速化の取り組みや実情を説明したところ、先方からは、日本においても迅速化が課題とされ、取り組みによって成果を挙げていることに感銘を受けたという応答があった。最後に、充実した意見交換の場を得られたことに対する感謝の意を伝えたところ、ラマナ長官から、両国の司法事情について意見を交換する貴重な機会になったとして、今後も交流を維持していくきたい旨の発言があった。

【法廷傍聴の概要】

- (1) 法廷傍聴の際は、ラマナ長官の合議体（長官及び陪席判事1名による合議体であった。）が公益訴訟を審理する様子を傍聴した。事案は、■年■月■日、デリー南部において、当時デリーの大学に通っていたインド北東部（■地方）出身の■歳の■（■）が■事件に関するものである。

被害者の [REDACTED] は、[REDACTED] で
あった。同事件を契機に、同地方出身者に対する差別・暴行事件が相次いで
発覚し、デモが広がる等の緊迫した状況が生じていた。

- (2) デリー高裁は、事件のわずか6日後の■月■日、同地方出身者に対する差別の撤廃及び安全確保の必要があるとして事件を職権で立件し、直ちにデリー政府や警察を呼んで審問を行った。ラマナ長官は、インドの首都は、全ての国民にとって開かれた場所でなければならぬと法廷で述べたそうである。

■月 ■日はその続行期日であった。審理は、■や警察の対応について問い合わせる裁判所と、警察の代理人との白熱したやり取りを中心に進行し、法廷にはその様子を固唾を飲んで見守る多数の傍聴人の姿があった。報道によると、もともと同事件については、警察の対応が迅速でなかったという批判があったようであるが、同日の審理においても、速やかに■が行われなかつたことや、裁判所が警察の代理人に対し、北東部出身者に対する過去の暴行事件のリストを提出するよう命じたにもかかわらず、このリストが期限までに提出されなかつたこと等について指摘されていた。これに対し、警察が、このリストの提出が遅れた理由として、休日が入っていたことを挙げたところ、ラマナ長官からは、「犯罪に休日はない」という厳しい言葉があった。裁判所は、デリー政府に対し、速やかに安全確保の具体的対策をまとめるよう指示し、審理は翌週に続行された。

- (3) ラマナ長官の訴訟指揮からは、社会的弱者・少数者に対する人権侵害を見逃してはならないとする熱意と職責に対する自負が感じられた。また、当日の傍聴席の様子や事後の報道内容からは、裁判所に対する国民の強い期待と信頼が向けられているようにうかがわれた。

5 在インド日本大使公邸における夕食会(平成26年2月11日 午後7時0分～午後9時30分)

先方 八木 毅 大使、千正 康裕一等 書記官、森国浩輔一等書記官、東芝インド・浦井 研二社長(商工会副会長)、インド三井物産株式会社・鈴木慎社長、マルチスズキ・小島 洋一 執行役員、ダイキン エアコンディショニング インディア・田中 仁取締役副社長、西本 達生商工会事務局長

当方 櫻井最高裁判事、檜松

【概要】

大使公邸において開催された夕食会に招待いただき、参加した。当方以外に、いずれも在インド日本商工会に所属する企業の代表の方々5名が参加された。日印間の商工業の発展状況や今後の課題等について聴取するとともに、インドの司法事情に関する現状について、意見交換を行った。

【夕食会の概要】

(1) インド日本商工会は、日印間の商工業の発展及び親善交流の促進等を目的として2006年に法人化された組織であり、本年2月現在で367社が会員になっている。会員数は年々増加し、10年前(100社程度であった。)と比較すると3倍以上になっているとのことであり、インドにおける日本企業の進出の勢いがうかがわれた。

他方、インドにおいては、政府による規制の変更等が予測し難い状況で行われることがあるようであり、現地企業では対応に苦慮する面もあるようであった。

具体例として、インドでは、昨年6月頃から食品安全基準法の遵守についての取締りが突如強化され、加工食品のラベル表示の方法について、これまで製造国向けに製造された商品の容器や袋に英語のステッカーを貼付することで輸入が許可されていたのが、ステッカーの貼付では許可が下りず、製

造段階からオリジナルのラベル表記を容器に直接記載することが求められる運用に変更される出来事があったそうである。食品安全基準法の文言に合致する運用に改められたということのようであるが、運用の変更に当たり、十分な説明や移行期間が設けられておらず、日本に限らず外国食材の安定輸入が困難となる時期が生じたとのことであった。一時期、デリー内の唯一の日本食材店の商棚から商品がほとんど消え、ムンバイの港でも、諸外国から輸入予定であった食品が輸入許可を受けられないままコンテナ内で腐敗するといった事態が生じたようであった。

(2) 当方からは、インド最高裁判所、デリー高等裁判所の訪問結果などを説明しながら、参加された方との間でインドの司法事情の現状についても意見交換を行った。また、八木大使に対し、ご招待いただいたことについて重ねて感謝の意をお伝えした。

第4 ムンバイ

1 在ムンバイ日本国総領事館におけるブリーフィング・夕食会（2月12日午後8時～午後10時）

先方 浅子清総領事、川田義光首席領事、村松恵専門調査員

当方 櫻井最高裁判事、柄松

【概要】

在ムンバイ日本国総領事館において、ムンバイに関するブリーフィングを受けるとともに、夕食会に御招待いただき、参加した。ムンバイの歴史的・文化的土壌、政治・経済の特徴について、御説明いただいた。デリーと異なる経済都市ならではの特徴が感じられ、大変興味深かった。

2 ムンバイ県裁判所（2月13日午前10時30分から午後1時00分）

先方 パンサルカル・ジョシ所長（女性。Dr. Mrs. Shalini Shashank Phansalkar-Joshi）、

チャバン判事

当方 櫻井最高裁判事、柄松、[REDACTED]氏（通訳）。村松恵専門調査員が同行。

【概要】

所長及びチャバン判事から、ムンバイ県裁判所の審理の状況について説明を受けるとともに、両国の司法事情について意見交換を行った。また、チャバン判事の案内により、裁判傍聴を行い、県裁判所図書館を見学した。

(1) ムンバイ県裁判所の概要について

ア ムンバイ県裁判所は、マハーラーシュトラ州にあり、民事裁判と刑事裁判を両方扱う一審裁判所である（県は州の下位行政区画である。）。一審裁判所は、通常は民事裁判を行うシビル・コートと刑事裁判を扱うセッションズ・コートに分かれており、県裁判所のようにこれらを両方扱う裁判所は、インドに3カ所（ムンバイ、アミラバッドとチェンナイ）しかない。

ムンバイ県裁判所は、デリー、コルカタ、ジョンナイと並んで事件数の多い裁判所と言われており、裁判所内は、当事者及び訴訟関係者で混み合って混沌としており、裸足で歩く人の姿等も見られた。

ムンバイ県裁判所に所属する裁判官は80名であり、職員は約1000名である。現在、同裁判所に係属中の民事事件は約4万5000件であり、刑事事件は約2000件である。

なお、マハーラーシュトラ州には、4つの特別裁判所が置かれている。第1は、組織犯罪を専門に扱う裁判所（MCOC）であり、第2は、テロ事件を専門に扱う裁判所、第3は麻薬関係事件を専門に扱う裁判所、第4は国家捜査機関の扱う事件を担当する裁判所（NIA）である。NIAは、ムンバイで同時テロが起きたのを契機に、2008年に設けられた新しい裁判所である。チャバン判事は、この第2及び第4の特別裁判所の裁判官も兼任しているということであった。

イ ムンバイは経済の中心地であるため、民事事件については、財産権に関する波及効の大きい事件や、社会の耳目を集める事件が次々と係属しているという。刑事事件については、麻薬の運搬、密輸に関連する事件が多く、被疑者が外国籍（██████████が多いという。）の場合も多いため、通訳等が必要となって、とかく審理が長期間化しがちであるとのことである。

県裁判所の判決に対する控訴率は、他の裁判所と比較して高い。これは、数ブロック先にボンベイ高裁があるため、高裁までの地理的心理的距離が近く、「だめもと」又は「念のため」の控訴がされるためであると考えられている。所長は、通常事件の審理も担当しているが、ムンバイ県裁判所は、上記のとおり大所帯の裁判所であり、職員のコンプライアンスの問題への対処に追われる上に、高裁との距離が近いため、司法行政上の苦労が多いと話していた。

ウ 事件の迅速処理のためには、十分な法廷の確保等のインフラ整備が必要

であるが、裁判所の予算が少ないため（インドの国家予算のうち、裁判所の予算は約2パーセントである。）、それが困難であるということであった。所長は、裁判所が立法府・行政府の意向に抵触する判断をすることも、裁判所が十分に予算を確保することが困難な理由の一つであると指摘していた。

多くの未済事件を抱える中で、優先的に処理している事件があるかについて質問したところ、刑事事件の中では、性犯罪、子供に関する事件、当事者が高齢の事件（インドでは60歳以上を指すことであった。）について、ファーストトラック事件として特に迅速処理しているとのことであった。

（2）インドの司法積極主義について

ア インドにおいては、地方裁判所には憲法審査権がない。また、公益訴訟の審理は、最高裁及び高裁の令状管轄権に基づいて行われるため、県裁判所では行われていない。インド司法が司法積極主義と言われていることについて質問したところ、所長は、インドの最高裁及び高裁の判断は、非常に積極的（very very proactive）であり、裁判所は、純粹な政策判断を行うことはできないものの、政策判断の手続の透明性や合理性の審査をする中で、政策判断の方向性を決定するような判断をすることがあるとの説明であった。

イ チャバン判事は、裁判所の判断が相当踏み込んだ内容のものと受け止められた最近の例として、携帯電話の周波数に関する許認可の取消しに関する事件（2G SCAM 判決）を挙げていた。

チャバン判事の説明と帰国後に補充調査した結果を総合すると、この事件は、政府が行う通信事業者に対する第二世代（2G）の携帯電話の周波数の割当てに関する汚職事件であったようである。インド通信局は、2G周波数の割当てに關し、首相や法務相の忠告を無視して、先着順による割当

てを行うとの政策決定を行い、この政策に沿って、2008年10月、通信事業者に対して周波数の許認可をした。ところが、この割当てに関しては、複数の事業者から政府関係者に対して贈賄があり、許認可申込締切日が当時の通信相により恣意的に決定されたという。この結果、各事業者に対して非常に安価に許認可が割り当てられることになり、本来得られたはずの許認可料が支払われず、結局、政府に巨大な損失が発生したと言われている（新聞紙上では、米国ウォーターゲート事件に次ぐ世界で二番目に重大な汚職事件と評されていた。）。この事件に関し、非政府機関であり、多くの公益訴訟を手がけてきたCentre for Public Interest Litigationが原告となり、インド政府を被告として公益訴訟を提起したことである。

これに対し、最高裁は、2012年2月2日に、上記のような先着順による割当手続は、全く恣意的なもので違憲であること、政府は入札手続を取るべきであったことを指摘するとともに、上記のような透明性を欠いたプロセスによる周波数帯の許認可の割当ては認められないとして、2008年に9事業者に割り当てられた許認可122件を全て取り消すという判決をした。さらに、最高裁は、各通信事業者に対し、透明性を欠いた許認可割当プロセスから不正な利益を得たとして、罰金を支払うよう命じた。また、当時の通信相は、その過程で逮捕されたようである。

報道を見る限り、上記の最高裁判決については、行政による重大な汚職やその責任の放棄があった事案であったため、司法の介入自体は必要かつ適切であったと受け止められているように見受けられた。しかし、一方で、インドの多くの他の法律は、天然資源の割当てに関し、入札以外の方法を許容しているようであり、この点に照らすと、入札手続を義務付ける最高裁の判断は、行政府の裁量権に対する不当な介入であるとして、疑問を投げかける考え方もあるようであった。特に、外国投資家による多額の投資により経済発展を目指すインドにおいては、この判決による投資萎縮効果

を懸念する声があるようであった。

チャバン判事は、上記事件の他にも、連立与党による石炭鉱区の民間業者への分配を巡って汚職があったとされる事件が最高裁に係属中であり、裁判所と行政府との関係は、現在相当の緊張関係にあると指摘されていると説明していた。

(3) 女性裁判官の任命等について

ア マハーラーシュトラ州の裁判官は合計約2000名であり、女性裁判官は、そのうち3分の1に当たる400名から450名であるという。インドの21の高裁長官のうち、女性長官は1名又は2名であり、県裁判所の所長のうち、女性所長は3名又は4名である。しかし、例えば一審裁判所の裁判官には、女性裁判官が7名又は8名ほどいることが一般であり、家裁にはさらに女性裁判官が多い傾向があるという。所長は、今後、いずれの裁判所でも女性裁判官が次第に増えていくだろうと述べていた。

なお、ムンバイの裁判所には、女性に対する犯罪（性犯罪）を専門的に審理する裁判所と、児童に対する性犯罪を担当する裁判所が別に設けられているそうである。これらの裁判所では、被害女性又は被害児童が安心して審理に出席することができるよう、女性裁判官が審理を担当することとされ、職員も全員女性となるよう配慮されているとのことであった。

イ マハーラーシュトラ州の裁判官は、概ね3年ごとに州内の裁判所間の転勤がある。家族がいる場合には、その状況に配慮して転勤先が決定されているほか、女性裁判官が出産する場合には、6か月の産休と2年間の育休を付与できるよう、現在準備を進めているとのことであった。

(4) 調停の活用について

ア 県裁判所においても、調停による紛争解決が促進されている。

前記のとおり、インドのADRには、主として4種類あるところ、最も重要なものは①ロク・アダラト（民衆法廷）であると説明されていた。ロ

ク・アダラトでは、現役又は退官した裁判官、弁護士、NGO関係者等が調停官を務め、紛争当事者からの事情を丁寧に聴取して和解・示談の成立を促している。現在は法制化されたが、ロク・アダラトは、もともとインド全国に存在する民間の自律的紛争解決機関であり、国民から長く親しまれ、信頼性の高いものと受け止められているという。次に重要なものが②裁判官が調停官となる調停である。ムンバイでは、裁判官のほぼ全員が、調停官としての訓練も受けている。その次が③仲裁であり、多国籍企業による商事関係の紛争で利用されることが多い。仲裁官の給源は、退官した高裁長官、高裁判事が多く、退官した最高裁長官や最高裁判事が行うこともあるそうである。最後が④訴訟上の和解（実際には、事件の担当裁判官が、担当外の裁判官に和解を担当させる）であるとのことであり、訴訟上の和解は、県裁判所ではありませんり行われていないという。これは、事件の担当裁判官は、自ら和解を担当することができず、結局他の裁判官に担当されることになるので、②の調停を利用すれば足りるためと説明されていた。

イ 所長及びチャバン判事は、インドでは第1のロク・アダラトによる紛争解決に力を入れていると説明していた。裁判所では、ロク・アダラトの広報の意味を兼ねて、年に2回程度、インド全国で一斉にロク・アダラトを開催する日を設けている。また、調停についても、全ての一審裁判所に調停センターを設けること等により、調停による解決を促進しているという。かつては、この調停センターの調停官の給源は弁護士であったが、最高裁が裁判官をも給源とするよう提言したため、それ以降は、裁判官が調停官として関与する例が増加してきたようである。

前記のとおり、インドの民事訴訟法においては、裁判所は、当事者に対し、判決をする前に、和解や調停により紛争を解決することのできる十分な機会を与えなければならない旨を規定するところ、県裁判所においては、この規定を実効化し、さらに調停を活用するため、裁判官は1か月に最低

2件は、事件を付調停にしなければならないというノルマ制を採用しているとのことである。

(5) 刑事事件の有罪率等について

チャバン判事は、任官して22年目の裁判官であり、刑事事件の経験も豊富であるとのことであった。同判事は、インドの刑事事件の有罪率は4パーセントから7パーセント程度であると述べていた。もっとも、この数字は低すぎるようにも思われたため、帰国後、インド国家犯罪記録局(National Crime Records Bureau)の統計を確認したところ、インド刑法違反の刑事事件の有罪率は、国全体で約40パーセント(2011年度)であった。しかし、同統計によっても、例えば、強姦事件の有罪率は国全体では約26パーセントであるが、ジャンムー・カシミール州では8.3パーセントに止まっている等、州ごとや犯罪ごとに見ていった場合に、チャバン判事が説明された程度の有罪率となることはあり得ることと考えられた。

チャバン判事によると、有罪判決をするためには、検察側において合理的な疑いを容れない程度の立証をしなければならないところ、立証不十分のため無罪になることが多いという。

これに対し、テロ関係の犯罪、組織的犯罪については、

(6) その他

チャバン判事から、日本では、訴訟代理人の準備不足等の事情による裁判遅延に、どのように対応しているかという質問があった。インドでは、訴訟代理人による引き延ばし等によって期日が空転し、訴訟遅延を招くことが多いという。日本では、期日指定の仕方を工夫したり、書面提出期限を調書に記録したり、書面の催促の仕方を工夫すること等により対処していることを説明し、民事訴訟法には時機に後れた攻撃防御方法を却下できる旨の規定があること、この規定をどの程度厳格に適用するかは、審理の経過等に照らし、個々の裁判官の判断に委ねられていること等を説明した。チャバン判事からは、インドでも同様に民事訴訟法に訴訟遅延防止の規定が設けられているものの、それを文言通りに適用すると、弁護士の抵抗が大きくかえって迅速に進まない、しかし少しづつではあるが、意識改革が起こってきてているという応答があった。

【法廷傍聴の概要】

(1) 1件目は、マハーラーシュトラ州で、[REDACTED]

[REDACTED]事件（刑事事件）の公判であった。所長による単独審理である。所長は、日本からの訪問者が来ているとして我々を紹介して下さい、[REDACTED]

審理の内容は、[REDACTED]

なお、証言内容は、裁判官

が質問及び回答内容をその都度口授して記録官に伝えて記録されていた。

インドの法廷内では、被告人に手錠を用いることは人道の見地から禁止されているとのことであり、被告人は、法廷の最後部の長椅子に、手錠をせずに5名並んで座っていた。長椅子の前は、腰の高さほどの柵で仕切られていたが、逃走防止のために、警察官が複数名で警備に当たっていた。被告人間で私語を交わすことは禁止されていないようで、被告人らは、時折互いに話をしながら尋問の様子を見ていた。ただし、法廷内にマイクはなく、代理人は裁判長の方（前）を向いて発言をする上、証人は裁判長と代理人に正対するように立って発言しており、法廷内は傍聴者が頻繁に入り出する等してかなりざわついていたため、法廷の最後尾に着席していた被告人らには、証言内容はほとんど聞こえていないのではないかと思われた（法廷の真ん中辺りに座っていた我々も、チャバン判事による前記のご配慮等もあり、何とか聞き取ることができるという状況であった。）。

(2) 2件目は、

男性裁判官1名の単独審理である。社会的関心を集めた■事件に関する審理であったため、警備の観点から、裁判所の入り口にある警備とは別の特別警戒が行われており、法廷に入る前に、金属探知機のゲートをくぐる必要があった。■事件の首謀者の死刑執行時には、抗議の目的で別の■事件が起きることもあるとのことであった。

この法廷でも、被告人は、法廷の最後部の長椅子に固まって座り、周りを警察官に囲まれていた。同事件の主犯は既に有罪判決を受けて刑が確定しているそうで、弁護人は、共犯者とされる上記の被告人らについては、この主犯の審理の結果を援用するのではなく、別の手続として、最初から証拠調べをして慎重に審理する必要があるということを、過去の判例等を引き合いに出しながら粘り強く主張していた。裁判官から、その判例の射程は本件に及

ばないのではないかという趣旨の質問がされ、弁護人が口頭で反論するというような内容のものであった。

上記のとおり、訪問の際に偶然傍聴した刑事事件は、いずれも法定刑の重い犯罪に関するものばかりであったが、チャバン判事によると、県裁判所では、日常的にこのような重大犯罪の審理が行われているとのことであった。

3 ボンペイ高等裁判所（2月13日午後2時から午後4時）

先方 シヤー長官 (Chief Justice Mohit S. Shah), 高裁判事 7 名 (内 4 名は女性)

当方 櫻井最高裁判事、榎松、[REDACTED] 氏（通訳）。浅子清總領事、村松恵専門調査員が同行。

【摘要】

ボンベイ高等裁判所において、裁判官との昼食会及び懇談会に参加し、ボンベイ高裁における公益訴訟の審理、課題に対する取組み等について説明を受けるとともに、両国の司法事情について意見交換を行った。また、その後に高裁庁舎内の見学をした。

* インドでは、イギリス植民地時代の名称を用いないようにする動きがあり、かつてボンベイと呼ばれた都市は、現在ムンバイと呼ばれている。しかし、ボンベイ高裁については、名称をムンバイ高裁に変更するためには、法令改正が必要となるため(法令中に固有名詞として「ボンベイ高裁」が用いられている。),名称を変更せず、現在も「ボンベイ高裁」という呼称を正式に使用しているとのことであった。

(1) 意見交換の要旨

ア シャー長官を表敬訪問した後、昼食をいただきながら、長官及び6名の裁判官と懇談した。冒頭で、長官から歓迎の言葉が述べられた。また、長

官からは、インドと日本の司法制度は、三審制の採用や、裁判所に違憲立法審査権が認められていること等で共通点があるため、両国の司法事情について意見交換することは有意義であるとの発言があった。

イ シャー長官は、特に、インドにおける訴訟の長期化と未済事件の増加に関して、県には3年前には410万件の未済があったが、現在では300万件に減少したとして、裁判の迅速化の取組みは一定の成果が挙がっているものの、今後もさらに迅速化に努める必要があると述べていた。

また、シャー長官は、日本の司法事情について関心をお持ちのようであり、日本には、最高裁及び高裁のみならず、一審裁判所にも違憲立法審査権があるというの本当か（インドの一審裁判所には違憲立法審査権がない。）、裁判官に任官する者に対し、無料のトレーニングが行われているというの本当か、等の質問があった。その他、退官した裁判官が新しい立法過程に参加するような仕組みは設けられているのか、裁判官の任命制度はどのようなものか、日本に死刑制度はあるのか、取調べの可視化はどの程度進んでいるのか等の質問があった。

ウ 他の裁判官からも、矢継ぎ早に次々と質問があった。その例を挙げると、日本の最高裁、高裁においては、何人の合議制が取られているのか、日本には特別裁判所はあるか、（憲法上の根拠を説明し、特別裁判所は存在しないという当方からの回答に対し）知財高裁が特別裁判所に当たらないのはなぜなのか（質問者は、昨年、知財高裁を訪問された高裁判事であり、日本の司法事情について一定の知識をお持ちであった。）、女性裁判官はどの程度任命されているのか、最高裁判事の定年は何歳か、高裁判事の定年は何歳か、（私が30代半ばであることに関連し）高裁裁判官の任命制度はどのようなものか等であった。

先方からの質問が多岐にわたり、回答すると、さらに関連した質問がされるため、なかなか当方から質問することが難しかったが、櫻井最高裁判

事が、アミカスキュリエが実際にどのように用いられているのかをお聞きになったところ、例えば、大気汚染の問題があるにもかかわらず、企業側が十分な対応をしない場合、裁判所は、事件を公益訴訟として職権ないし申立てに基づいて立件した上、専門家をアミカスキュリエとして任命し、その意見書を証拠として採用して判断する場合があるとのことであった。特に公害問題に関する公益訴訟のように、審理判断のために専門的知見を要する事件においては、その知見を得るためにアミカスキュリエを任命して事件の審理を行う例はよくあるとのことであった。

(2) 庁舎内見学

意見交換は午後3時頃に終了し、その後、ポンベイ高裁の庁舎内を見学させてもらった。同庁舎は、1878年に建築されたゴシック様式の建物であり、大変美しい。建物内には、バール・ガンガダール・ティラク氏が裁かれた法廷（インド独立運動で活躍した政治指導者であるが、陪審裁判で終身刑に処せられた。現在は陪審制度は廃止されている。）が残され、現在も法廷として使用される等しており、ポンベイ高裁の歴史を感じられた。

4 ムンバイ・ローカレッジ訪問（2月14日10時30分～午後1時00分）

先方 マリク院長 (Judge Ravindra Beharilal Malik), エンデ法学部長 (Dr. Ashok Yende)

Naresh Chandra)

当方 櫻井最高裁判事、柄松、[REDACTED] 氏（通訳）。村松恵専門調査員が同行。

（概要）

ムンバイ・ローカレッジにおいて、櫻井最高裁判事から「日本の民事司法における調停・和解について」という題で英語による講演がされた。その後、教授約10名との間で、両国における法学教育、法曹養成制度等について紹介及び意見交換を行ったほか、ムンバイ大学を訪問し、副学長代理との懇談及びキャンパス見学をした。

【講演の様子】

ムンバイ・ローカレッジにおいて、櫻井最高裁判事から「日本の民事司法における調停・和解について」という題で英語による講演がされた。傍聴者は約50名であり、当方が女性裁判官であったこともあってか、傍聴者の半分以上は女子学生であり、熱心に耳を傾けていた。ここでも日本の調停・和解制度の運用に関する先方の関心は高いことが感じられた。

なお、司会の学生及びマリク院長から、日本における女性裁判官の任命状況についても説明して欲しいというリクエストがあったため、当方から、日本の最高裁判事15名のうち女性は3名であり、各小法廷に1名ずつ女性裁判官が配属されていること、櫻井最高裁判事はそのお一人であることを説明したところ、会場全体から櫻井最高裁判事に対し、自然に大きな拍手が沸き上がった。また、女性裁判官の割合は増加しており、新たに任命された判事補のうち約4割が女性であることも紹介したところ、これについても拍手が起きた。最後に、教授及び傍聴者全員によるインド国歌の斉唱があった。

【ムンバイ・ローカレッジにおける院長、教授との意見交換】

(1) ムンバイ・ローカレッジの歴史について

ムンバイ・ローカレッジは、1855年に設立された歴史ある教育機関である。ムンバイ大学の設立は1857年、ボンベイ高裁の設立は1861年であるから、ムンバイ・ローカレッジは、それよりも歴史が長い。

ムンバイ・ローカレッジでは、できる限り、卒業後にそのまま実務で即戦力となれるような教育をするように努めているという。また、従来、インドにおいては、女性に対する十分な教育環境が整っておらず、女性法曹がまだ少ないと反省から、特に女性の教育に力を入れているとのことであった。

(2) インドの統一司法試験について

インドにおいては、従前は、弁護士の監督機関であるインド法曹評議会(Bar Council of India)が認定した大学の法学部を卒業すれば、他に試験に合格することなく弁護士資格が認められており、統一試験は実施されていなかった。

しかし、弁護士の数は極めて多く（正確な統計はないが120万人以上いるとも言っていた。）、その質のばらつきが問題となっていたため、2013年から、弁護士資格を有する者に最低限必要な共通知識を確認することを目的として、インド全土で統一試験が開始されることになったとのことである。統一試験導入後も、ローカレッジを卒業すれば仮免許が与えられ、実際に弁護士として訴訟活動を行うことができる。しかし、正式に弁護士会に登録するためには、統一試験の合格資格が必要とのことであった。

統一試験は、選択式と短答式であり、しかもオープンブックの試験（資料を見て回答してよい。）である。1年に1回、毎年12月に行われ、合格率は85パーセント程度のことであった。教授陣は、一致して、この統一試験は非常に簡単である（簡単すぎる）と述べていた。マリク院長も、試験は簡単なので大した意味がないとおっしゃっていたので、それではなぜ統一試験を導入したのかと尋ねたところ、大した試験ではないが、一応試験勉強をすることになるので、全く無駄というわけでもないだろうという説明であった。また、他の教授は、インドは多数民族で構成され、少なくとも30の異なる言語があり、全体で2000前後の方言が知られているため、法律知識を確認するという他に、英語による統一試験であるという点にも意味があるとコメントしていた。

これらの回答からは、ムンバイ・ローカレッジのレベルが高く、学生が優秀であることがうかがわれた。

(3) その他

教授の皆様は、日本の法曹教育に大きな関心を持っていらっしゃった。日本のロースクール制度や実務教育について紹介したところ、メモを取りながら熱心に聞き、次々と質問をしていた。なお、マリク院長は、現役の裁判官であり、今でも審理を担当していらっしゃるため、経験の浅い裁判官の教育についても高い関心をお持ちのようであった。

【ムンバイ大学訪問】

- (1) ムンバイ・ローカレッジのマリク院長、エンデ法学部長の計らいで、事前の予定にはなかったが、急遽ムンバイ大学を訪問させていただき、チャンドラ副学長代理と懇談することができたほか、大学キャンパスを案内していただいた。
- (2) ムンバイ大学は、インドで最も歴史ある3つの大学のうち1つであるという。1857年に設立され、その建物は世界遺産にも登録されており、イギリスの大学を思わせる美しいものであった。ムンバイ大学には57の学部があり、修士課程及び博士課程も設けられている。学生の数は全部で70万人に上り、分野を問わずハイレベルな教育が行われているとのことであるが、中でも、先に訪れたムンバイ大学のローカレッジは特に学生の質が高いとのことであった。同大学では、伝統を大事にしながら、新しい科学の分野においても先進的な研究を行っており、化学や物理分野のインフラ設備は国内随一であるという。国際的にも、他国の大学との間で交換留学制度を設けるほか、ハワイ大学、名古屋大学と提携して、バーチャルクラス（衛星回線を使った授業）等を実施しているようであった。

5 バンドラ家庭裁判所（2月14日午後2時～午後4時30分）

先方 ラオ所長（女性）（Dr. Mrs. Laxmi Rao）、家裁判事6名（全員）、マリッジ・カウンセラー2名（男女1名ずつ）

当方 櫻井最高裁判事、楠松、[REDACTED]氏（通訳）。村松恵専門調査員が同行。

【概要】

バンドラ家庭裁判所を訪問し、ラオ所長及び裁判官全員との昼食会及び懇談会を行ったほか、「復縁式」というイベントに特別ゲストとして出席した。また、離婚訴訟の口頭弁論、協議離婚の申立手続、離婚調停（調停官による交互調停）を傍聴した。

【ラオ所長及び裁判官全員との昼食会及び懇談会について】

(1) バンドラ家裁の概要

- ア インドで家庭裁判所が設けられたのは、1984年に家庭裁判所法が成立してからのことであり、比較的最近である。バンドラ家裁は、ムンバイ西部のバンドラ地方に所在する家庭裁判所であり、裁判官は、所長（女性）及び判事6名（いずれも男性）の合計7名である。家庭裁判所には女性の裁判官が多いのかと予想していたので質問したところ、マハーラーシュトラ州内の家庭裁判所の裁判官は全部で25名であり、そのうち、女性裁判官は7、8名であるが、バンドラ家裁には、今は残念ながら女性裁判官は1名しかいないという返答であった。
- イ 家庭裁判所は、婚姻関係を巡る紛争（離婚、円満調停、離婚給付等）の他、子の監護を巡る紛争（親権者の指定・変更、面会交流等）及び相続紛争等を管轄する（少年事件は家庭裁判所とは別の少年裁判所の管轄である。）。バンドラ家裁においては、英語のほか、地域言語であるマラティー語によって手続を進めたり、法廷の法壇の高さを、通常より低い6インチ（約15センチメートル）として親しみやすい雰囲気を作る等、地域住民の司法アクセスの観点から様々な配慮がなされていた。

(2) 訴訟遅延と迅速化について

- ア インド全土で、家庭裁判所の事件は2500万件が係属しているとのことであり、恒常的な裁判官不足が指摘されている。インドでは、人口100万人に対する裁判官数は3人から4人であるが、これに対し、例えば、アメリカは、人口100万人に対する裁判官数は約15人であるという。特に、ムンバイは経済活動が盛んな地域であること等が影響し、他の地域に比べて事件数が非常に多く、バンドラ家裁においても、事件の迅速処理は喫緊の課題となっている。

- イ 同裁判所の裁判官は、前記のとおり合計7名であるが、過去3年間に合計2万4000件もの事件を処理したという。報道では、これはバンドラ

家裁において過去最高の処理件数であるとされていた。それでも審理期間を見ると、離婚訴訟の提起から判決までに5年から10年を要することも珍しくないといい、法律上は6か月以内に審理を終了するよう定められているが、実現の見通しは低いという。これは、裁判官の数が少ないと加え、法廷が足りないことにも起因するようであり、各裁判官は、早朝法廷、夜間法廷を行って、他の裁判官がいない時間帯に審理や調停を行う等の工夫をしているようであった。帰国後に触れた新聞報道によると、パンドラ家裁の裁判官不足、法廷不足問題について、ポンペイ高裁のシャー長官は、近い将来、裁判官を25名に増加し、新しい建物に移動する計画であると発表したそうであるから、これが実現すれば、状況は改善するものと期待される。

(3) 調停（特に復縁調停）について

ア ヒンドゥー教社会においては、判決による離婚よりも合意による復縁の解決が好まれている。そのため、家庭裁判所においては、審理の様々な段階で事件を調停に付し、復縁に向けた熱心な働きかけを行っているようである。調停手続は、裁判官、退官した裁判官、弁護士、ソーシャルワーカー等を給源とする調停官が主宰する。しかし、当事者は、裁判官の調停官を好み傾向にあり、結果的に迅速解決に至る場合が多いとのことであった。また、各裁判官は、土曜日の午後は調停官として、他の裁判官が付調停にした調停事件を担当しているようである。

イ また、調停に当たっては、必要に応じてマリッジ・カウンセラーと呼ばれる専門職の職員が援助する。マリッジ・カウンセラーは、家裁の設立と同時に設けられた職種であり、心理学等の専門的知見を有し、通常は男女一組で当事者の話を聞いて調整に当たっている。ちょうど日本の調停委員と家裁調査官を兼ねたような役割を果たしていると考えられる。それぞれの裁判官に2名ずつの婚姻カウンセラー（男女1名ずつ）が配属されてお

り、バンドラ家裁では合計14名が在籍している。訴状及び答弁書が提出されると、裁判官は、まずマリッジ・カウンセラーに当事者の事情を聴取してもらい、この段階で、当事者の不満・ストレスを可能な限り軽減するとともに、復縁の見込みのある事件とそうでない事件とを振り分ける。復縁の可能性がある場合には、復縁に向けた働きかけを続け、当事者が復縁に合意した場合には、事件は取下げにより終了する。統計的に見ると、この段階で取下げにより終了する事件が約11パーセントあるそうである。また、この段階で、約30パーセントの事件については、復縁ではなく離婚合意が成立するという。これらを併せると、全体の約40パーセントの事件が、当事者の合意により終了していることになる。

残りの60パーセントの事件は、審理が必要になるが、審理の途中であっても、合意による解決の機運が高まった場合には、事件は再度マリッジ・カウンセラーの元に送られ、半数は調停が成立するそうである。最終的に、合計70パーセントが、婚姻カウンセラーの助力を得ながら円満に解決していることになり、インドでも調停が迅速かつ満足度の高い解決に貢献していると感じられた。

(4) その他

ア 従来、家庭裁判所は離婚裁判所、というイメージを持たれていたそうであるが、バンドラ家裁では、これからは家庭の問題に関する相談窓口というイメージを持ってもらいたいと考えているという。そのために、様々な広報活動を通して家裁の実情についての認識を広めているとのことであった。そして、一度家裁に事件が持ち込まれた際には、これを機に、当事者が人生を再スタートすることができるよう、*happy family, happy country*という標語をもとに事件を処理しているそうである。

イ インドでも離婚は増加しており、特に都会の離婚率は上昇傾向にあるという。当面の課題は、子供を巡る紛争をどのように円満に解決するかであ

るとのことであった。親権者の指定・変更、面会交流等の事件は、当事者間の感情の対立が激しく、特に円満解決が困難であるという。面会交流の事件では、合意成立後も事後フォローのために、マリッジ・カウンセラーが家庭訪問を行ったり、親権者の雇用主と面会し、親権者の生活状況、勤務の状況を確認すること等も行っているとのことであった。

ウ 当方からも、日本の調停前置制度、調停委員会制度等について説明するとともに、最近、面会交流に応じない親権者に対する間接強制を認める最高裁の判断が出されたこと等を紹介した。これに対し、先方からは、調停前置制度は合理的な制度であり、裁判官と調停委員が一緒に関与する調停委員会制度も大変興味深い、インドでは、面会に応じない親権者や養育費を支払わない非親権者は、逮捕されることがある等と応答があった。

【復縁式への出席について】

(1) バンドラ家裁を訪問した2月14日は折しもバレンタインデーであったため、調停手続を通して復縁に至った12組のカップルを祝って、家裁の庁舎内で復縁式と称される珍しいイベントが執り行われた。2013年6月29日にも、111組の復縁カップルを祝う復縁式が開催されたことがあるそうで、その際は、最高裁長官がゲストで招かれたとのことであった。2月14日は、インドの有名俳優を呼ぶ予定であったが、我々の訪問が入ったため、急遽我々を特別ゲストに迎えることにしたそうである。

(2) 復縁式では、復縁したカップルが、名前を呼ばれて1組ずつマイクの前に出て、祝福に集まった数十名の観客に対し、不和から復縁に至った経緯や今後の誓いを述べた。復縁カップルの発言には、相手の悪いところを責める前に、自分の悪いところを反省するように言われ、相手のことばかり責めていたことに気づいたといったように、調停官やマリッジ・カウンセラーからのアドバイスによって夫婦関係を見直すことができたといったものが多くかった。我々は、復縁式の特別ゲストに任命され、所長とともに復縁カップルにバラ

の花を贈り祝福するという大役を授けられた。復縁式の間は、終始写真撮影が行われており、一般の観客も多かったため、当事者が恥ずかしい思いをしないかやや心配であったが、彼らは堂々としており、むしろ誇らしげであった。後に説明されたところによると、家裁の当事者には経済的に恵まれない人々も多いため、裁判所の式典で主役として扱われ、皆から祝福を受けたという記憶は、彼らの今後の婚姻生活において大切な支えとなるという。

(3) 復縁式は、当事者の家庭の幸福を祈る家裁の職員の思いが込められたイベントであった。家庭の平和は国家の平和の源であると語り、カップルを祝福する所長の笑顔を見て、胸が熱くなった。この日の復縁式の様子は、翌日の新聞に写真入りで取り上げられていた（別紙3末尾の新聞記事参照）。

【事件傍聴について】

(1) 夫が妻に対して提起した離婚訴訟の審理を傍聴した。妻の本人尋問（反対尋問）が行われており、妻は、裁判所に対し、夫に慰謝料の支払いを求めたいこと、住居がないため、退去の必要がないようにしてもらいたいこと等を切々と訴えていた。

(2) 調停手続についても、当事者の承諾を得た上で傍聴させていただいた。■

■年■月に婚姻した夫婦であるが、不仲であるとして、夫から妻に対し、離婚調停の申立てがされていたようである。離婚訴訟を担当する裁判官から、別の裁判官の主催する調停に付された事件とのことであった。調停官（裁判官）は、妻と妻の両親からまず個別に話を聞き、次に、一度夫と夫の両親も同席させた上で、今度は夫と夫の両親から、個別に話を聞いていた。裁判官が大変丁寧に、温かく当事者の話に耳を傾けていたのが印象的であった。

(3) 協議離婚の手続についても、傍聴の機会を得た。インドでは、協議離婚をするためには、まず裁判所に離婚の申立てをした後、6か月間のクーリング期間を経て、なお双方の離婚意思に変更がない場合にのみ協議離婚が認められるものとされる（このような制度設計がされていることも、未済事件が恒

常的に多いことと無関係でないと思われる。)。この期日では、裁判官から、6か月間のクーリング期間を経ても離婚意思が変わらない場合に、離婚が認められる旨の説明がされ、夫から妻に対し、その間の婚姻費用の支払として、裁判官の面前で小切手が交付された。この事件は、当初は、一方的な離婚の申立てであったが、手続を重ねて行くうちに、離婚に反対していた相手方が離婚に応ずることになり、協議離婚の申立てに変更した事件とのことであった。

(4) なお、法廷傍聴の際、傍聴席の脇机に記録が大量に山積みにされていたのが気になり質問したところ、置かれていたのは既済事件の記録であるが、職員が足りないため記録保管庫にきちんと収納できていないだと説明があった。

第5 結びに代えて

初めて訪問したインドにおいて、最高裁判所のササシバム長官訪問をはじめとして、2か所の高等裁判所、県裁判所、家庭裁判所を訪問し、最高裁法廷弁護士協会の弁護士の方々、ムンバイ・ローカレッジの教授の方々とも懇談することができ、非常に貴重な経験となった。このような貴重な経験をさせていただけたのは、秘書課の皆様、大使館・領事館の皆様に、準備段階から実際の訪問に至るまで、万全の準備と御配慮をいただき、訪問先の方々に温かく迎えていただいたおかげであると痛感している。心から感謝を申し上げたい。

日印両国間の経済関係の緊密化に伴い、司法分野における相互理解を促進することは、一層の重要性を持つものと考えられる。インドの司法事情について、今後も関心を持ち続けるとともに、今回経験したことを日々の裁判実務に生かしていくよう、努力を続けて参りたいと考えております。

インド概要

- インドの国土は、日本の約9倍に相当する約328.7万平方キロメートルであり、総人口は日本の約10倍に相当する約12億1000万人である。

インドは、28の州と7つの連邦直轄領から構成されており、その下位行政区画として、県が置かれている。首都デリーは、連邦直轄領の1つであり（デリー首都圏）、政治の中心地である。デリーの面積は東京都の約7割に相当する約1483平方キロメートル、人口は東京都の約1.2倍に相当する約1575万人である。これに対し、ムンバイ（旧ボンベイ）は、マハーラーシュトラ州にあるインド最大の経済中心都市であり、インドの中央銀行であるインド準備銀行の本部や、インド最大の証券取引所であるボンベイ証券取引所等が置かれている。ムンバイの面積は約603平方キロメートル、人口は約1240万人である。上記のとおり、デリーは政治の中心地であるため、米国のワシントンDCに、ムンバイは経済の中心地であるため、ニューヨークに例えられることがある。

- インド憲法に規定される国家の基本的な仕組みは日本に類似しており、インドは、立法・行政・司法の三権分立、国会の二院制、内閣が下院に対して責任を負うという議院内閣制が採られる民主主義国家である。大統領は基本的に名目的な権限を持つに止まり、行政の実質的なトップは、大統領に任命される首相である。

- インドにおいては連邦制が採用されているが、連邦裁判所と州裁判所の区別はなく、司法制度は一元的である。上位裁判所として、最高裁判所及び合計21の高等裁判所が置かれている（3つの高等裁判所は、2つ以上の州について管轄を持つため、州の数と高等裁判所の数は一致しない）。下位裁判所には、県裁判所、家庭裁判所、地方裁判所等の下級裁判所が含まれるが、その内容は州によって異なっており、審級制度はやや複雑である。

(別紙2)

出張日程

日時	訪問先	面談相手等	概要等
2月9日(日)	成田からデリーへ空路により移動		前日の大雪の影響で、自宅から成田空港まで官用車で約7時間半かかった。搭乗予定のJAL便は休航となり、ANA便に変更となった。デリー空港には、当初の予定から6時間遅れの午前2時半頃到着した。
2月10日(月)			
14:40~16:40	最高裁判所	○ササシバム最高裁長官 (Mr. Justice P. Sathasivam)	○表敬訪問及び懇談 インドの司法積極主義（公益訴訟）、今後の課題等について ○最高裁図書館・最高裁博物館見学
17:00~18:30	インド法律学院	○パレク最高裁法廷弁護士協会会長 (Mr. Pravin H. Parekh) ○ローダ最高裁判事 (Justice R. M. Lodha)	○懇談 インドの裁判迅速化と調停・ADR等の活用等について ○講演「日本の民事司法における調停・和解について」 傍聴者約100名
19:30~21:00	インド国際センター	○パレク最高裁法廷弁護士協会会長 ○同協会会員弁護士20名程度	○夕食会及び懇談 インド司法を巡る最近の動きについて（特に、死刑制度の廃止論議、裁判官の任命手続きの改正議論等）
2月11日(火)			
15:50~17:30	デリー高等裁判所	○ラマナ高裁長官（当時） (Chief Justice N V Ramana) ○高裁判事40名（全員、内9名は女性） ○調停仲裁センター所長（女性）	○デリー高裁調停仲裁センターの見学 ○法廷傍聴 公益訴訟（[REDACTED]事件） ○長官表敬訪問及び懇談 ○長官及び高裁判事全員と懇談 デリー高裁における公益訴訟の審理、裁判の迅速化について（訴訟手続の電子化等）
19:00~21:30	在インド日本国大使館	○ハ木毅大使 ○千正康裕一等書記官、森国浩輔一等書記官 ○在インド日本商工会副会長 浦井研二社長（東芝インド） ○鈴木慎社長（インド三井物産） ○小島洋一執行役員（マルチスズキ） ○田中仁取締役副社長（ダイキン・エアコンディショニング・インディア）	○夕食会及び懇談 日印間の商工業の発展状況や今後の課題 政府による規制の変更の具体例、インドの司法事情について

		○商工会事務局長西本達生氏	
2月12日(水)			
午後	デリーからムンバイ へ空路により移動		
20:00~22:00	在ムンバイ日本国総 領事館	○浅子清経領事 ○川田義光首席領事 ○村松憲専門調査員	○ブリーフィング・夕食会 ムンバイの歴史的・文化的土壤 政治・経 済の特徴について
2月13日(木)			
10:30~13:00	県裁判所	○パンサルカル・ジョシ所長 (女性。Dr Mrs. Shalini Shashank Phansalkar-Joshi) ○チャバシ判事	○所長表敬訪問・懇談 県裁判所における民事・刑事事件の審理の 実情、迅速化の取組み、調停制度の概要、 刑事案件の有罪率等について ○法廷傍聴(いずれも刑事案件) ① [REDACTED]被告 事件。[REDACTED] [REDACTED]の尋問を傍聴。 ② [REDACTED] [REDACTED]に対する口頭審理を傍聴。 ③ [REDACTED] [REDACTED]被告事件。検査官の証人尋 問を傍聴。
14:00~16:00	ポンベイ高等裁判所	○シャー長官 (Chief Justice Mohit S. Shah) ○高裁判事7名(内4名は女 性)	○昼食会及び懇談 ポンベイ高裁における公益訴訟の審理、迅 速化の取組み及び現状、死刑制度の廃止を 巡る議論の状況等について ○高裁庁舎内の見学
2月14日(金)			
10:30~13:00	ムンバイ・ローカレッ ジ ムンバイ大学	○マリク院長 (Judge Ravindra Beharilal Malik) ○エンデ法学部長 (Dr. Ashok Yende) ○ローカレッジ教授10名(内 5名は女性) ○チャンドラ・ムンバイ大学副 学長代理 (Dr. Naresh Chandra)	○ムンバイ・ローカレッジ院長、法学部長、教 授との懇談 インドにおける法学教育、法曹養成制度に ついて ○講演「日本の民事司法における調停・和解に ついて」 傍聴者約50名(女子学生多数) ○ムンバイ大学訪問・副学長代理との懇談 インドにおける大学教育、日本の大学との 連携等について
14:00~16:30	バンドラ家庭裁判所	○ラオ所長(女性) (Dr. Mrs. Laxmi Rao) ○家裁判事6名(全員) ○マリッジカウンセラー2名 (男女1名ずつ)	○昼食会及び懇談 家庭における審理・調停の実情、女性裁判 官の登用、家裁手続の迅速化等について ○複数式に特別ゲストとして出席 ○法廷傍聴 ① 離婚訴訟の口頭弁論 ② 協議離婚の申立手続 ③ 調停(調停官による交互調停)

2月15日(土) ～16日(日)	ムンバイから成田空 港は空路により移動		前日の日本の大雪の影響で、飛行機の離陸・ 到着が約4時間遅延したが、無事に帰国した。
---------------------	------------------------	--	---

(別紙3)

訪問先における写真・新聞記事

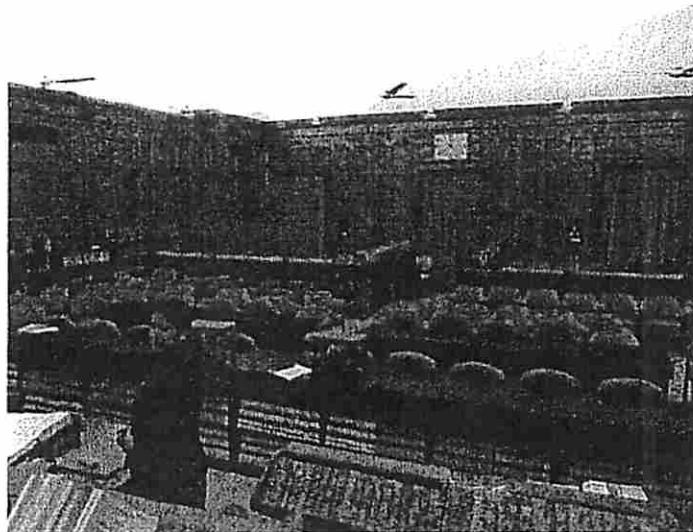
【最高裁判所】

ササシバム長官・表敬訪問



最高裁長官の使用法廷

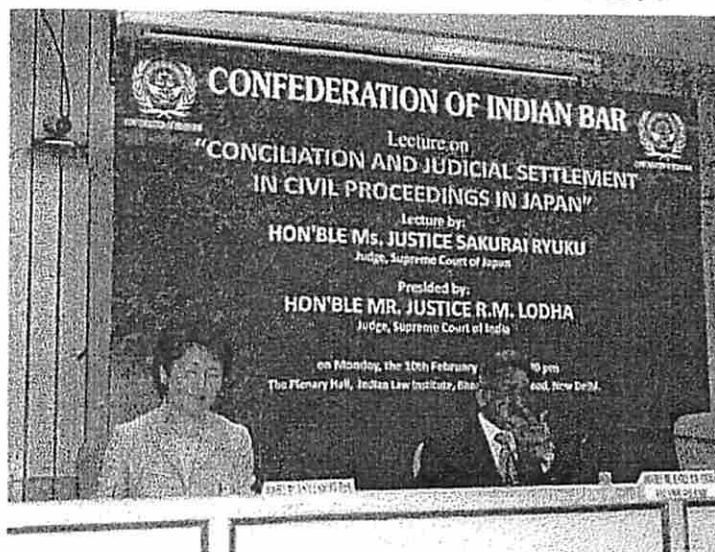
(法壇から当事者席・傍聴席を見た様子)



【最高裁法廷弁護士協会主催の講演会・インド法律学院にて】

講演「日本の民事司法における調停・和解について」

(向かって右側は司会のローダ最高裁判事)



【最高裁法廷弁護士協会主催の夕食会（インド国際センターにて）】

日本の司法制度について質問を受け、櫻井最高裁判事が「Justice in Japan」を示しながら説明される様子。



【テリー高等裁判所】

テリー高裁調停仲裁センターの調停室にて

(向かって右側は同センター所長)



ラマナ長官（当時）・表敬訪問



【ムンバイ・県裁判所】

パンサルカル・ジョシ所長・表敬訪問



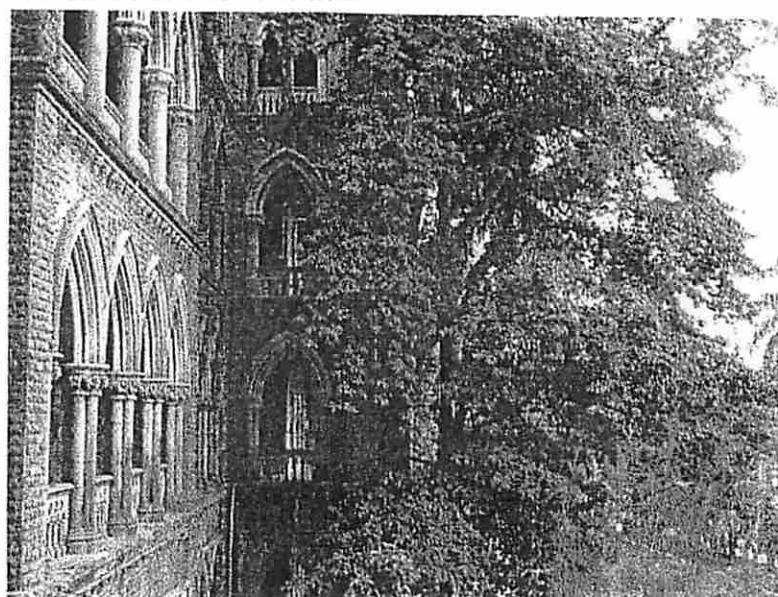
県裁判所職員の皆さんと

櫻井最高裁判事の向かって左側が、チャバン判事

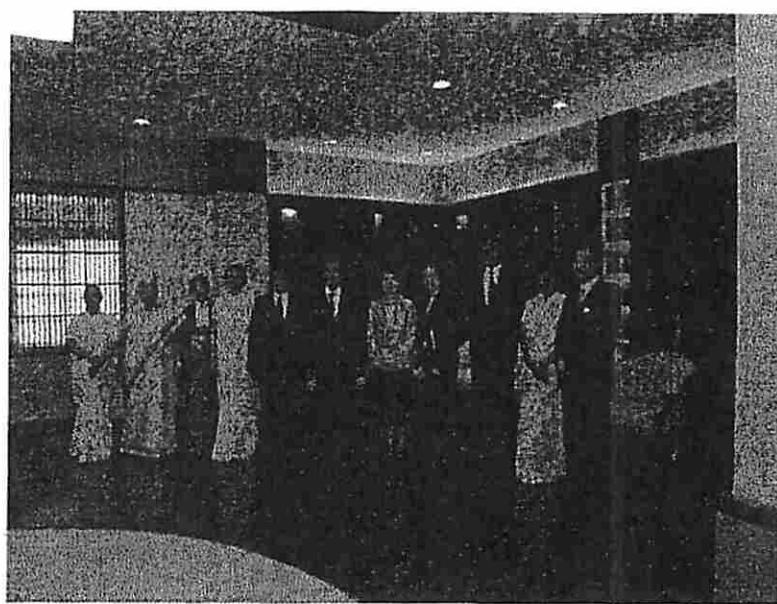


【ポンペイ高等裁判所】

裁判所庁舎の外観（1878年に建築）



裁判官との昼食会及び懇談会（中央はシャー長官）



【ムンバイ・ローカレッジ】

院長、法学部長及び教授との懇談会

(向かって一番左側はマリク院長。随行者の左側はエンデ法学部長。)

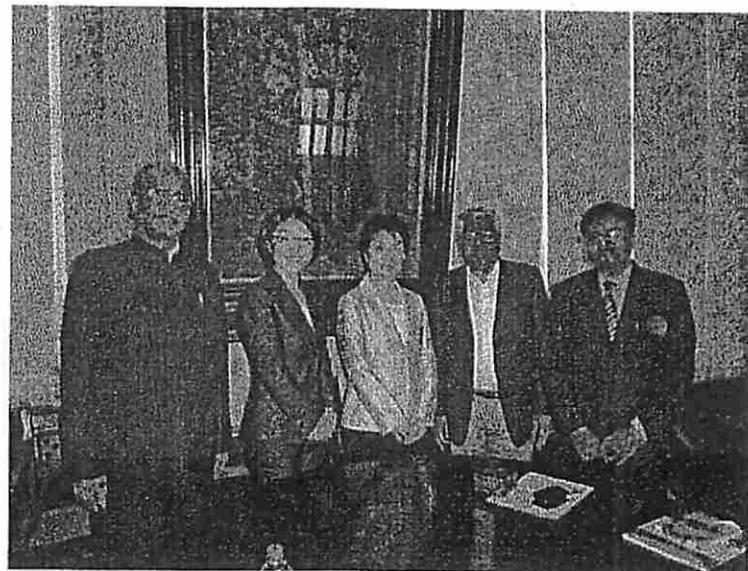


講演会「日本の民事司法における調停・和解について」の様子



【ムンバイ大学】

副学長代理との懇談会（向かって左側はマリク・ムンバイ・ローカレッジ院長。右側からはエンデ法学部長、チャンドラ・ムンバイ大学副学長代理）



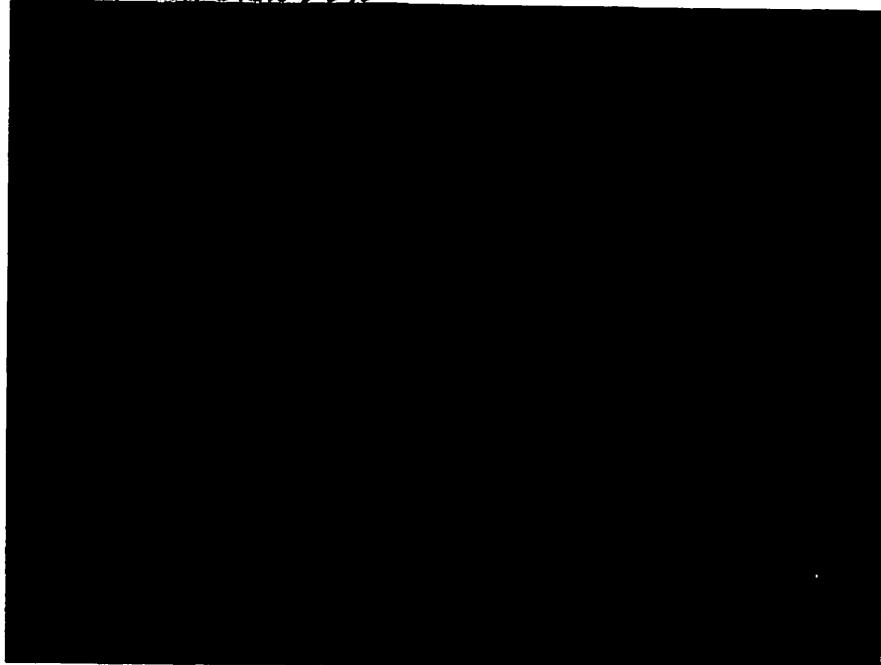
【バンドラ家庭裁判所】

ラオ所長及び裁判官との昼食会・懇談会（櫻井最高裁判事の向かって左側がラオ所長）



復縁式の様子

向かって右側が復縁したカップル



復縁式に出席するカップルと傍聴者（最前列が復縁したカップル）

